

ASEAN 諸国における会計制度の実態把握調査

2006 年 3 月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

目次

調査概要	4
第1章 アセアン9カ国の基本データ	7
第2章 アセアン9カ国の会計制度	31
第3章 アセアン9カ国の会計制度比較	75
第4章 アセアン9カ国の税制度	87
第5章 アセアン9カ国の会計及び融資運用状況	125

調査概要

1. 調査背景

現在、アセアン諸国では、1997年の通貨危機を乗り越え、再び諸外国からの投資が活況を呈している。また、各国間の FTA 準備交渉も開始され、大筋で合意・締結の方向へ進んでいるなど、経済・技術・企業間の格差を含みながらも、市場統合に向けた動きを加速させている。

このような流れの中で、日系中小企業もアセアン諸国への投資、進出、取引を増加させており、日系企業の進出が著しい国を中心に、経済動向、進出基盤情報等が整備されつつある。しかし、企業運営の要とも言える会計制度に関する最新の情報は少なく、アセアン諸国間で会計基準やその運用状況にどのような差異があるか等、総合的に把握されていないのが実態である。

会計制度は企業活動を円滑に遂行する上で基盤となるものであり、アセアン諸国へ進出する日系中小企業にとって、進出先の会計制度の概要及び運用状況を把握することは必須であるといえる。

以上のような状況を踏まえ、アセアン諸国の会計制度の実態と問題点、各国間の相違点、計算書類の活用状況、今後の動向等を把握し、日系中小企業が事業活動を遂行するにあたり、基盤となる資料を作成する。

2. 調査設計

1) 調査テーマ

アセアン諸国に於ける会計制度の実態把握調査

2) 調査目的

アセアン諸国の会計制度の実態、運用状況、相違点、問題点、今後の動向等を把握する

3) 調査方法

資料調査、インタビュー調査、アンケート調査

4) 調査対象

- ① 官公庁、団体、銀行(インタビュー調査及び資料調査)
- ② 会計会社(インタビュー調査)
- ③ 日系中小企業、ローカル企業(アンケート調査、及び一部インタビュー調査)

【調査対象国及び調査先】

(単位=件)

	官公庁	団体	銀行	会計会社	日系中小企業	ローカル企業
タイ	1	1	1	1	30	5
マレーシア	1	2	2	2	30	5
シンガポール	1	2	2	2	30	5
インドネシア	1	2	2	2	30	5
フィリピン	1	1	2	2	30	5
ベトナム	1	2	2	2	17	5
ラオス	1	1	2	1	4	0
カンボジア	1	1	1	1	0	4
ミャンマー	1	0	0	0	0	0

第1章 アセアン9カ国の基本データ

- I. 各国の中小企業の定義
- II. 各国の中小企業支援機関及び支援実態
- III. 各国の日系中小企業業態別企業数推定
- IV. 各国のローカル中小企業数(推定)
- V. 各国の企業倒産数
- VI. 各国の金融機関構成
- VII. 各国の日系銀行の日系中小企業及びローカル企業への融資実行への解釈
- VIII. 各国の金融関係者の雇用可否
- IX. 各国の融資実態と担保
- X. 各国の登記制度及び土地所有
- X I. 各国の信用調査機関
- X II. 各国の法人対象税制度

I. 各国の中小企業の定義

区分 国名	企業規模	従業員数	年間売上高	固定資産総額	総資産額	
タイ	小企業	製造・サービス業	50人以下	—	5,000万バーツ以下	—
		卸売業	25人以下	—	5,000万バーツ以下	—
		小売業	15人以下	—	3000万バーツ以下	—
	中企業	製造・サービス業	51~200人	—	5000万~2億バーツ以下	—
		卸売業	26~50人	—	5000万~1億バーツ以下	—
		小売業	16~30人	—	3000万~6000万バーツ以下	—
マレーシア	小企業	5~50人以下	20万~1,000万RM以下	—	—	
	中企業	51~150人以下	1,000万~2,500万RM以下	—	—	
シンガポール	中小企業	200人以下	—	1,500万シンガポールドル	—	
インドネシア	小企業	0~19人	10億ルピア未満	—	純資産2億ルピア以下	
	中企業	20~99人	10億~500億ルピア	—	純資産2~100億ルピア以下	
フィリピン	小企業	99人以下	—	—	300万~1,500万ペソ	
	中企業	199人以下	—	—	1,500万~1億ペソ	
ベトナム	中小企業	年平均300人以下	100億ドン以下	—	—	
ラオス	小企業	9人以下	—	—	—	
	中企業	10~99人	—	—	—	
ミャンマー	小企業	50人以下	42万USドル以下	—	—	
	中企業	51~100人	167万USドル以下	—	—	

(出所)

タイ: The Office of Small and Medium Enterprise Promotion

マレーシア: The small and Medium Development Corporation

シンガポール: Economic Development Board

インドネシア: Department of Cooperatives and Small-Medium Enterprises

フィリピン: National Statistics Office

ベトナム: Vietnam Chamber of Commerce and Industry

ラオス: Ministry of Industry and Handicrafts

ミャンマー: Ministry of Industry

カンボジア: 中小企業に関する定義なし

Ⅱ. 各国の主要中小企業支援機関及び支援内容

1. タイ

主要支援機関名称	主要支援内容
Department of Industrial Promotioun, Ministry of Industry	・中小企業支援政策の策定 ・セミナー、見本市開催
The Office of Small and Medium Enterprises Promotion	・各種情報提供、セミナー開催 ・コンサルティングサービス
Institute for Small and Medium Enterprises Development	・起業家への情報提供 ・経営アドバイス ・セミナー/研修開催
Small and Medium Enterprises Development Bank of Thailand	・融資(短期ローン中心)
Small Business Credit Guarantee Corporation	・融資保証(信用保証協会)
Small and Medium Enterprises Venture Capital Fund	・会社設立時の資金融資

2. マレーシア

主要支援機関名称	主要支援内容
Small and Medium Industries Association of Malaysia	・セミナー開催 ・情報提供、相談
The National SME Development Council (首相直轄組織)	・インフラの強化 ・生産力向上への指導 ・金融支援(SME BANK)
SME Bank Malaysia	・融資(短期、中期、長期) ・銀行保証
Credit Guarantee Corporation Malaysia Berhad	・信用保証(信用保証協会)
The Small and Medium Industries Development Corporation (株主比率がマレーシア 60%以上のみ適用)	・製造業における中小企業支援 ・コンサルテーション ・ファイナンシャルアシスタンス ・企業の基盤整備

3. シンガポール

主要支援機関名称	主要支援内容
Association of Small and Medium Enterprises	<ul style="list-style-type: none"> ・行政への働きかけ ・起業家への動機付け ・経済及び政府動向情報提供
Economic Development Board	投資奨励金、特許出願基金等の各趣資金融資
Standards, Productivity, and Innovation Board	<ul style="list-style-type: none"> ・現地企業融資 ・現地企業技術支援

4. インドネシア

主要支援機関名称	主要支援内容
Perusahaan Umum Sarana Pengembangan Usaha(インドネシア中小企業開発公社)	・信用保証
PT. ASKRINDO(インドネシア信用保険公社)	・信用保証、信用保険
PT. BAHANA(インドネシア事業振興会社)	・中小企業の育成
PT. Permodalan Nasional Madani(インドネシア中小企業向け融資会社)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業への融資 ・経営指導

5. フィリピン

主要支援機関名称	主要支援内容
Small and Medium Enterprises Development Council, Ministry of Trade and Industry	中小企業支援政策の策定
Bureau of Small and Medium Enterprises Development, Ministry of Trade and Industry	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業データベースの作成 ・セミナー、情報提供
Development Bank of the Phillipines	・中小企業向け中長期融資
Small Business Guarantee and Finance Corporation	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け保証 ・直接融資、資本参加

6. ベトナム

主要支援機関名称	主要支援内容
<p>中小企業支援センター</p> <p>※ハノイ及びホーチミン市は、市人民委員会 (People's Committee) 計画投資局 (Authority of Planning and Investment) 付属で、計画投資省から独立している。</p> <p>※それ以外の省では、計画投資省 (Ministry of Planning and Investment) 直轄の計画投資局付属</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社設立支援 ・外資との合併支援 ・経営協力支援
<p>ホーチミン市企業援助コンサルティングセンター</p> <p>※ホーチミン市人民委員会 (People's Committee of Ho Chi Minh City) 工業局付属</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業への経営指導
<p>Vietnam Chamber of Commerce and Industry 内、中小企業支援センター (国内数箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営、財務、会社設立に関するアドバイス ・海外取引先の紹介

Ⅲ. 各国の日系中小企業企業数(推定)

区分 国名	製造業	卸売業	小売業	その他	合 計
タ イ	960	246	22	350	1,578
マレーシア	250	不明	不明	150	400
シンガポール	150	不明	不明	230	380
インドネシア	550	17	0	210	777
フィリピン	270	不明	不明	330	600
ベトナム	95	51	30	260	436
ラ オ ス	不明	不明	不明	不明	20
カンボジア	3	2	2	26	33
ミャンマー	5	2	不明	33	40

(注) 中小企業の定義は日本の中小企業基本法による

(出所)

タ イ: 日系中小企業動向調査ジェットロ・バンコク(2003年)

マレーシア: 日本人商工会議所他聴取による推計

シンガポール: NNA シンガポール

インドネシア: ジェトロ及び進出企業からの聴取

フィリピン: フィリピン証券取引委員会(SEC) 日系企業総数 2949 社をベースにして各所聴取により推計

ベトナム: Vietnam Chamber of Commerce and Industry

ラオス: 進出企業よりの聴取推定

カンボジア: 日本商工会及び進出企業よりの聴取推定

ミャンマー: NPO 団体、進出企業、日本商工会より聴取推定

IV. 各国のローカル中小企業数推定

業態 国名	製造業	卸売業	小売業	その他	合計
タイ	356,806	49,058	732,593	500,970	1,639,427
マレーシア	25,100	18,120	90,130	36,750	170,100
シンガポール	8,442	55,860		78,729	143,031
インドネシア	225,200	384,100		2,134,558	2,743,858
フィリピン	13,615	18,870		32,200	64,685
ベトナム	1,850	1,250		1,852	4,952

(出所)

タイ: The office of small and Medium Enterprises Promotion

マレーシア: 会社登録局データからの推定

シンガポール: Statistics Singapore(2003年)

インドネシア: Department of Cooperatives and Small-Medium Enterprises (2004年)

フィリピン: National Statistics Office (2001年)

ベトナム: Vietnam Chamber of Commerce Hanoi and Hochimin

V. 各国の企業倒産数

年 国名	2001	2002	2003	2004	2005
タイ	221	267	361	488	585
マレーシア	335	405	399	395	351
シンガポール	255	267	231	223	161
インドネシア	61,029	47,400	32,300	28,800	不明
フィリピン	9,360	8,390	10,180	12,300	不明
ベトナム	破産法がないため把握不可				

(注)インドネシア及びフィリピンの倒産件数は休眠会社を含む

(出所)

タイ: Bangkok Bank 及び Ministry of Commerce

マレーシア: Companies Commission of Malaysia(マレーシア会社委員会)

シンガポール: Accounting & Corporate Regulatory Authority(会計・企業監督局)

インドネシア: Departemen Perindustrian Republik Indonesia

フィリピン: Mational Statistics Office(フィリピン統計局)

VI. 各国の金融機関構成

1. タイの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	7	タイ中央銀行、政府貯蓄銀行、政府住宅銀行、農業協同組合銀行、タイ輸出入銀行、小規模企業金融公社 ¹
地場商業銀行	17	バンコク銀行、カシコン銀行、サイアム商業銀行、アユタヤ銀行、サイアムシティ銀行、クルンタイ銀行等
外資系銀行	18	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、シティバンク、JP モルガン銀行、みずほ銀行、中国銀行等
信販会社	12	ダイナース、アメリカンエクスプレス、ディスコカードサービス、GE キャピタル、イオン・タナシンサップ等

出所)タイ中央銀行

タイでは金融機関のシステム効率化を目指し、現在再編強化が進められている。また、上記以外に外国銀行の駐在員事務所が 20 件²存在する。

2. マレーシアの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	7	中央銀行、マレーシアインフラ開発銀行、マレーシア産業技術銀行、マレーシア農業銀行、ボルネオ開発銀行、サバ開発銀行、マレーシア輸出入銀行
地場商業銀行	8	Bumiputka Commerce、Hong Leong Bank、Malayan Banking Bhd、Alliance Bank Bhd、Afein Bank 等
外資系銀行	11	JP モルガン銀行、シティバンク、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行等
ノンバンク	35	ファイナンス系、マーチャント系、割引商社

出所)三菱東京 UFJ 銀行

マレーシアは東南アジアの中でも特に古くから金融制度が発達していた。しかしながら、金融市場の規模が小さく、経済発展と現地資本育成のための様々な金融政策を導入してきた。

¹ 地方ローカル企業を主な対象とした資金貸出を行っている。融資額の 80% は地方在住の中小企業である。

² 出所：タイ中央銀行

3. シンガポールの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	1	中央銀行
地場商業銀行	5	シンガポール銀行、DBS 銀行、ファーイースタン銀行、オーバーシーズチャイニーズコーポ銀行、ユナイテッドオーバーシーズ銀行
外資系銀行	103	アラブ銀行、アメリカンエクスプレス銀行、インド銀行、ニュージーランド銀行、シティバンク、三菱東京 UFJ 銀行等

出所) 会計事務所調べ

国営は中央銀行のみで、外資系銀行はアセアン諸国の中で最も多い。

4. インドネシアの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	5	中央銀行、NEGARA 銀行、RAKYAT 銀行、TABUNGAN NEGARA 銀行、EKSPOR 銀行
地場商業銀行	71	セントラルアジア銀行、DANAMON 銀行、インターナショナル銀行、NIAGA 銀行、パンインドネシア銀行等
外資系銀行	29	シティバンク、三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行、香港上海銀行、スタンダードチャータード銀行等
ノンバンク	6266	-

出所) インドネシア中央銀行

ノンバンクを含めた金融機関の総数は、アセアン諸国の中で最も多い。

5. フィリピンの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	3	中央銀行、フィリピン開発銀行、フィリピン不動産銀行、アマ ーナ・イスラム銀行
地場商業銀行	27	フィリピン・アイランド銀行、プルーデンシャル銀行、メトロ 銀行、Equitable PCI 銀行等
外資系銀行	17	シティバンク、三菱東京UFJ銀行、メイバンク、ABNアムロ銀 行、みずほ銀行等
ノンバンク	5247	-

出所)フィリピン中央銀行

フィリピンの商業銀行は、拡大商業銀行、商業銀行、貯蓄銀行、農村銀行等に分類される。

6. ベトナムの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	7	ベトナム開発支援基金、社会政策銀行、ベトコン銀行、メコ ン住宅開発銀行
地場商業銀行	39	-
外資系銀行	27	香港上海銀行、シティバンク、三菱東京UFJ銀行、メイバン ク、みずほ銀行等
ノンバンク	921	中央人民信用基金、地方人民信用基金等

出所)三菱東京UFJ銀行

7. カンボジアの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	2	中央銀行、Foreign Trade 銀行
地場商業銀行	3	カナディア銀行、カンボジア・パブリック銀行等
外資系銀行	17	ANZ Royal 銀行、KrungThai 銀行、FirstCommercial 銀行、メイ銀行等

出所) National Bank of Cambodia カンボジア中央銀行

8. ラオスの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	5	中央銀行、ラオ開発銀行、農業促進銀行
地場商業銀行	2	ピエンチャン商業銀行、合同開発銀行
外資系銀行	6	ラオヴェット銀行、バンコク銀行、サイアム商業銀行、タイ軍人銀行等

出所) ラオス中央銀行

9. ミャンマーの金融機関構成

形態 \ 区分	数	主要銀行
国営金融機関	6	中央銀行、外国貿易銀行、投資商業銀行、農業地域開発銀行、経済銀行
地場商業銀行	15	ヤダナ銀行等
外資系銀行 ³	0	

出所) ミャンマー中央銀行

³ ミャンマーでは外資系銀行の活動は認められていないため、駐在事務所に限定される。

VII. 日系金融機関による融資の法的解釈

国名	解釈
タイ	融資に該当する
マレーシア	融資に該当する
シンガポール	融資に該当する・・・手続き書類は日本及びシンガポールの規定に従う
インドネシア	融資に該当する・・・1998年改正の銀行法により融資として認められる
フィリピン	融資に該当する
ベトナム	融資に該当する・・・日本の親会社による保証が条件
カンボジア	日系金融機関は存在しないため融資不可能
ラオス	日系金融機関は存在しないため融資不可能
ミャンマー	外資系銀行は存在しないため融資不可能

Ⅷ. 日系金融機関による金融機関経験者の雇用

国名	解釈
タイ	可能
マレーシア	可能
シンガポール	可能
インドネシア	可能
フィリピン	可能
ベトナム	可能
カンボジア	規定が無い(可能)
ラオス	規定が無い(可能)
ミャンマー	駐在事務所しかないため、営業活動不可能であり、雇用メリットは無い

IX. 各国の日系金融機関による融資実態と担保

区分 国名	融資対象	融資規準	融資手続	融資保証制度	その他
タイ	・日系中小企業（日本国内で親会社と取引がある。製造業であること）	・会社登記書類 ・財務諸表 3 期分 ・事業計画書 ・議事録 ・MD のワークパーミット ・MD のパスポートコピー等、使用目的等を含めて判断する	・融資関係書類 記入、サイン ・ローンアグリーメント、契約書 記入、サイン	・日本の親会社の保証	・設備投資、生産財はリース会社利用
マレーシア	・日系中小企業（日本国内で親会社と取引がある。製造業であること）	・会社登記書類 ・議事録 ・財務諸表 3 期分 ・事業計画書 ・代表者のパスポート等により判断する	・融資関係書類 記入、サイン ・保証書の作成 ・借入契約書の記入、サイン	・日本の親会社等の保証 ・定期預金担保 ・不動産担保 ・銀行のスタンドバイL/C	・当座貸越あり
シンガポール	・日系中小企業（業種及び日本親会社と国内取引無くても可）	・会社約款 ・登記証明 ・会社概要 ・議事録 ・サイン登録者パスポート ・サイン登録者グリーンカード ・財務諸表 3 期分 ・事業計画書等により判断	・融資関係書類 記入、サイン ・融資アグリーメント記入、サイン	・日本親会社の保証 ・不動産担保 ・貿易取引契約書	・当座貸越 ・手形割引（貿易取引契約書）等に基づき

区分 国名	融資対象	融資規準	融資手続	融資保証制度	その他
インド ネシア	・日系中小企業(日本国内で親会社と融資取引がある。製造業である)	・会社登記書類 ・財務諸表3期分 ・納税書類 ・日本本社の推薦状 ・輸出入ライセンス ・事業計画書 等により判断する	・融資関係書類 記入、サイン ・ローンアグリー メント記入、サイン	・日本の親会社の保証	・シーリングポ ール日系銀行からの借入が多い
フィリ ピン	・日系中小企業(日本国内で親会社との融資取引があること)	・会社登記書類 ・財務諸表3期分 ・輸出入ライセンス ・議事録	・融資関係書類 記入、サイン	・日本本社等の保証	・海外から親会社等からの借入送金は、中央銀行あて、外資登録を行う
ベト ナム	・日系中小企業(日本国内にて親会社が融資取引のある企業)	・会社登記書類 ・財務諸表3期分 ・事業計画書	・融資関係契約 書記入、サイン	・親会社等の保証 ・土地使用权 ・建物担保	・親会社より外貨を借り入れる時、中央銀行へ申請し許可を取得する

注1) マレーシア、シンガポールではローカルの銀行に融資依頼を行うと、銀行間で日系銀行にスタンドバイ信用状を発行依頼し、日系銀行の信用保証で融資を行うことがある。

注2) インドネシア、フィリピンでは地場の日系銀行でなく、シンガポールの日系銀行より、親会社等の保証、その他条件をクリアーして融資を受けることが行われている。

【参考 1】タイでは、カシコン銀行(旧タイファーマーズ銀行)が日本の地方銀行と提携しスタンドバイ信用状(L/C)でタイ国内の現地法人に借入債務を保証し、タイパーツ建で資金調達が可能。カシコン銀行と取引がなくても融資可能。但し、日本国内の親会社が、カシコン銀行と提携している日本の地方銀行にスタンドバイ信用状(L/C)発行依頼し、(タイの現地法人を貸出先とする)地方銀行からカシコン銀行にスタンバイ信用状を発行する。

【参考 2】タイでは、工業団地開発会社のアマタコーポレーションが新銀行東京と提携した。東京都内の60万社の中小企業がアマタナコン、アマタナコンシティ団地に進出する場合、BOI の認可及びアマタの工場団地入居を条件に無担保融資を行う。一方アマタコーポレーションは、工業団地レンタル工場の確保、BOI への事業認可申請、商業省・タイ工業団地公社等への会社登記申請等の代行、コンサルティング業務等を行う。

X. 各国の登記制度及び外国人の土地所有

区分 国名	登記の種類	土地所有
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) ・動産(船、機械) ・商標 	土地法により、外国人は土地所有が認められていない。しかしながら、投資委員会の被奨励企業に認定された場合は所有することができる。また、工業団地開発公社(IEAT)が開発した工業団地に入居することによっても土地を所有できる。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) ・商標 	一般に外国人が事業を行う為に土地を取得することに規制はない(環境を配慮し制限されることもある)が、外国企業の多くは州経済開発公社(SEDC)等により開発された工業団地を、30から99年間でリースしている。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) ・商標 	国土の約80%を政府が保有しており、残り20%の私有地についても用途、建設の制限など厳しい規制がある。工場建設に際しては既設の工業団地へ入居し政府からのリースにより土地を使用することが一般的である。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) ・特許、商標 ・車輛 ・機械類 	土地の所有は、インドネシア個人にのみ許可される。外国人及び企業は、建設権、開発権、使用权といった権利を取得して事業を行う。建設権、使用权の期間は20-30年で、20年の延長が可能。開発権は35年、抵当としての利用可能。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・車輛 ・不動産(土地、建物) ・特許、商標 	土地の所有はフィリピン国民もしくはフィリピン資本60%以上の企業のみ認められている。外国人のみによる土地の所有は禁止されている。土地の使用については、長期リース方式(借地期間50年、延長25年の最長75年間のリース可能)、あるいはフィリピン人パートナーと土地保有会社を設立し、その会社からリースする方式を選択する。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) ・土地 ・設備機械 	全ての土地が国家に所属し、土地の利用は使用权を取得して行われる。使用权の取得ができるのはベトナム人とベトナム企業のみで、外国人と外国企業(合併企業を含む)は、この使用权を賃借して事業を行う。

国名	区分	登記の種類	土地所有
ラオス		<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) ・機械 ・車輛 	すべての土地が国家に所属するので、外国投資家、外国投資企業及び外国人が土地を保有することは禁じられているため、土地の利用は賃借による。土地法により土地の外国人に対するリース要件が規定されている。
カンボジア		<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) 	外国投資家と内国投資家にはカンボジア憲法に規定されている土地所有権の問題を除いては、同様な待遇が提供されている。その土地所有権の分野の規制でさえ、外国投資家は最長 70 年まで土地を賃借することができ、その後も更新可能である。
ミャンマー		<ul style="list-style-type: none"> ・不動産(土地、建物) 	外国人は土地を所有することはできないが、政府から 30 年を上限として土地を賃借することができる。ミャンマー投資委員会(MIC)の承認が得られれば更新も可能である。投資計画が国と投資家の双方にとって利益のあるものと認められた場合には、土地の賃借が拡張されることもあり得る。

(注)車輛、機械等は資産(固定、流動)に含まれ登記外となる国がある

XI. 各国の信用調査機関

区分 国名	信用調査機関の実態
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・タイクレジットビューロ(株)は、金融関係72社をメンバーとして個人、法人の与信情報を提供しデータベース化している。 ・上述以外に公的、私的な専門機関はない。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・中央銀行が、大企業の信用情報を収集し、銀行間には利用可能。 ・公的、私的な信用調査機関はない。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な信用調査機関はない。 ・民間の信用調査機関は数社存在するが公開情報収集のみ価値がない。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所等で行うところがある。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所等で行うところがある。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・法律事務所等で行うところがある。 ・公的、私的な専門調査機関はない。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・無し
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・無し
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・無し

XII.各国の法人対象税制度

区分 名称 国名	直接税			
	所得税	不動産、譲渡益課税	源泉徴収税	その他
タイ	・原則 30% ・中小企業所得 100万バーツ以下 15% 300万バーツ以下 20%	—	・1～10%	・土地家屋税 ・地方開発税 ・看板税 ・石油所得税
マレーシア	・原則 28% ・中小企業 RM50万以下 20%	・5～30%	・3～15%	・石油所得税 ・土地所有に対し Quit Rentあり
シンガポール	・20%	—	・2～20%	・登録税 ・自動車税 ・地方税なし
インドネシア	・5千万ルピア 10% ・1億ルピア 15% ・以上 30%	・6%	・2～15%	—
フィリピン	・32%	・6%	・1～32%	・百分率事業税 1～30% ・地方税
ベトナム	・28%	—	・5～10%	・天然資源税 1～40% ・外国契約者税 1～10%
ラオス	・35%	—	—	・事業税 0.5% ・最低税 1%
カンボジア	・9%	・15%	・5～15%	・利益税 1% ・最低税 ・特許税
ミャンマー	・30% ・35%	・10%	2.5～20%	—

区分	関 接 税				
名称 国名	付加価値税	サービス税	売上税、物品税	印紙税	輸出入関税
タイ	・VAT7 % *特定事業税 (売上に対するVAT)	—	・有り (酒、タバコ 自動車)	・歳入法典も印紙 税率に基づく	・取引価格を 基礎とした 関税評価
マレーシア	—	・5%	・5～25%	・0.3～3%	・従価方式 での税率 ・2～150%
シンガポール	・GST5 %	・5%	・有り	・0.1～3%	・自動車、たばこ ガソリン、酒税 等主
インドネシア	・10% 1.2億ルピア売上 対象外	—	・10～35%	・3,000～6,000 ルピア	・有り
フィリピン	・10%	—	・有り	・1.5～15ペソ	・有り
ベトナム	・VAT5% ・10% ・20%	—	・有り	・有り	・有り
ラオス	—	—	・3～15%、23～40%	—	・有り
カンボジア	・10%	—	・2～30%	・有り	・7～50%
ミャンマー	・8%	・5～30%	・30～200%	・有り	・有り

第2章 アセアン9カ国の会計制度

- I. タイの会計制度
- II. マレーシアの会計制度
- III. シンガポールの会計制度
- IV. インドネシアの会計制度
- V. フィリピンの会計制度
- VI. ベトナムの会計制度
- VII. ラオスの会計制度
- VIII. ミャンマーの会計制度
- IX. カンボジアの会計制度

I. タイの会計制度

1. 沿革

タイの会計制度は、従来アメリカ合衆国の会計基準であるGAAPUS (Generally Accepted Accounting Principle US)に準じていたが、1997年の通貨危機を受け、IMFが援助を行う際に国際化が要求されていた。2000年、既存の会計基準を全面的に改訂し、国際会計基準(International Account Standard:IAS)に準拠したタイ会計基準(Thailand Account Standard:TAS)が採用された。

2. 概要

- 1) 会計基準名称: Thailand Account Standard
- 2) 導入年: 2000年
- 3) 設定機関: タイ公認会計士協会(ICAAT)
- 4) 担当行政機関: タイ商務省
- 5) 関連法: 会計法
- 6) 会計通貨: タイバーツ
- 7) 会計言語: タイ語、英語(タイ語翻訳添付)
- 8) 帳簿保存期間: 7年
- 9) 適用対象: 全事業体⁴

3. 会計実務の特徴

- 1) 会計書類保存義務

従来の5年保存から、7年に変更された。

- 2) 会計言語の指定

英語やコンピューター用コードも使用可能としているが、どの場合もタイ語翻訳を添付する必要がある、タイ語による会計書類の作成は必須。

⁴ 事業体: タイ商務省が定める事業体は以下の5つに分類される。公開株式会社(Company Limited)、非公開株式会社(Company Limited)、共同企業(Partnership)、外国企業の支店・駐在事務所、個人事業。

3) 適用対象

上場・非上場、大企業・中小企業、個人事業を問わず、全ての事業体に適用される。上場企業である公開株式会社は、会計の規準が株式取引所の規則により定められているが、会計法に則ったタイ会計基準が優先的に適用されることになる。現在、中小企業向けの会計基準は制定されていない。

4) 会計報告

株式会社及び共同企業⁵は決算日から5ヶ月以内に、公認会計士の監査証明を付した財務諸表を、商務省商業登録局会計事務所(地方の場合は県商業事務所)へ提出しなければならない。

5) 財務諸表の様式

財務諸表の様式については、2001年8月3日付商業登録局告示が出され、登記済みパートナーシップ、非公開株式会社、公開株式会社、外国の法律で設立された法人、事業共同体の5種類に分けて様式が定められた。

6) 外部監査対象

外部監査を要するのは、公開株式会社及び非公開株式会社。但し、非公開株式会社で年間売上高が300万バーツ未満の場合は税務局の判断によって対象とならない場合がある。また、以下の条件を満たす登記済みパートナーシップは、公認会計士の監査報告は不要となっている。

- 資本が5百万バーツ以下
- 資産が3千万バーツ以下
- 売上が3千万バーツ以下

7) 会計担当者の資格

① タイ国内に居住

⁵ 共同企業 (Partnership) : 2人以上の共同経営事業体でパートナーシップと表現される。非登記普通共同企業 (Unregistered Ordinary Partnership)、登記済普通共同企業 (Registered Ordinary Partnership)、有限責任共同企業 (Limited Partnership) の3方式がある。いずれの場合も法人とは定義されていない。

- ② タイ語の能力を有する
- ③ 会計法による禁固刑の最終判決を受けていない
- ④ 登録資本金が 500 万バーツ以下、総資産又は収益 3,000 万バーツ以下の場合、職業高校、短大で会計に関する学科を終了していること
- ⑤ 上記を超える場合や公開株式会社、外資企業、銀行、金融業、証券、保険業、BOI認可企業については、会計学士又は同等の学位を有すること

8) 罰則規定

監査人に対する罰則規定は、資格剥奪及び場合によって禁固刑。

注) 会計責任者とされる日本人派遣員も、会計書類が不備な場合処罰の対象となる

9) 公認会計士⁶の記帳代行

監査人(公認会計士)による税務申告代行と経理書類記帳代行の兼務を認めている。

4. 留意すべき会計基準項目

会計基準項目	規定
有形固定資産 ① 減価償却方法 ② 耐用年数 ③ 上記方法の変更の取り扱い	①いずれの方法も容認されているが定額法が一般的。 ②有形固定資産の経済的耐用年数による。 ③原価償却方法の変更は会計方針の変更として取り扱われ、耐用年数の変更は通常見積もりの変更として取り扱われる。
設備投資に伴う借入金利息の資産化	借入金利息の資産化は企業の任意で選択できる。(国際会計基準と同様)

⁶ タイ語による正確な呼称は公認会計監査人

会計基準項目	規定
無形資産 ① 容認される繰延の要件と限度額 ② 試験研究費の取り扱い ③ ソフトウェアの取り扱い	① 支出の効果が将来にわたることが合理的に証明できる場合には繰延が容認される。ただし、2004 年度からほぼ国際会計基準が導入され、繰延の要件が厳格となる。 ② 試験研究費は費用処理が要請される。が、実行可能なものは資産化が容認される。 ③ ソフトウェアは企業の任意により繰延か費用処理か選択できる。
長期請負工事契約にかかる収益認識	進行基準(国際会計基準と同様)
外貨建取引について ① 外貨建資産負債の換算基準 ② 海外子会社の財務諸表の換算基準	① 期末日レートによる換算。 ② 資本の部を除き期末日レートによる換算。
年金債務の会計	年金債務の時価評価は行われていない。また当該会計基準についての導入予定もない。
ストックオプション制度	ストックオプションの実施は法的に可能であるが、実施している企業はほとんど無い。またその会計処理についての規定もない。
特別損益、異常損益項目の開示に関する規定	国際会計基準(IAS8)と同様。
税効果会計	タイ国際会計基準 56 号に規定があるが強制適用は 2007 年1月1日からである(任意適用は可)内容的には国際会計基準と同様。

5. 普及状況

適用対象が個人事業体まで及ぶため、制度としては非常に普及していると言える。法人に関してはほぼ完全な普及率であるが、個人事業体に関しては、実際にはほとんど普及していないのが実態である。これは外部監査の必要性が無いことも原因の一つだが、タイの会計制度自体が大企業のそれと同様の内容を強制しており、個人事業体にとっては人材面でも実行不可能である。

6. 課題と問題点

1) 公認会計士の人材不足

タイにおけるローカル中小企業だけを見ても 160 万社超と非常に多く、一方、公認会計士は約 9,000 人と圧倒的に不足している。監査手続き及び事務所内手続きが過度に厳格であることに加え、公認会計士が担当する企業数が多すぎるため、会計監査には長期の時間を要する。過去には一人で2万社の監査という実行不可能な監査証明に署名したとして資格を剥奪された公認会計士が新聞をにぎわせたことがあった。

2) 中小企業及び個人事業向けの会計制度

国際会計基準に完全に準拠する方向にあるタイの会計基準を、大手企業のみならず中小企業にも適用することは極めて困難であるとの認識から、会計基準を大手企業と中小企業とで区別し、中小企業向けの会計基準を策定する必要もあるとされ、現在、タイ公認会計士協会(ICAAT)が準備を行っている。⁷また、中小企業向けの会計制度が無い為に、公認会計士への負担(担当企業数)が重くのしかかり、監査の公正さと迅速な手続きを妨げている弊害も報告されている。⁸

3) 会計基準を遵守しない

家族経営の形態が多いタイにおいては、経営者、会計担当者、公認会計士との間で親密な関係が築かれ、組織的に会計捜査が行われる場合も多い。小規模企業では会計処理を外部に委託することが多く、経営者自身に会計上および自社の経営上の問題点を気付きにくくしている等の問題点もある。

4) 会計会社による記帳代行

多くの中小企業が会計業務を外部の会計会社に委託しており、会計法により監査人(公認会計士)による税務申告代行と経理書類記帳代行の兼務を認めているため、不正会計や帳簿操作の温床となっている。

⁷タイ公認会計士協会によると、ISAA(UNCTADの研究グループの一つで会計を取扱うもの)の定期会合でも、中小企業会計の問題が取り上げられている。ICAAT側より、今後は、体制強化のためにも日本・中国・韓国の参加が必要であるとの指摘もあった。

⁸ 会計士に対する面接インタビュー調査によるコメント。

7. 今後の動向

1997年の通貨危機以降、タイの会計制度は急速に国際会計基準に近づけられてきており、完全な準拠の方向へ進むと思われる。現段階において、次の4基準は導入されておらず、今後の議論とその導入時期が注目される。

- 1) 法人所得税(税効果会計)
- 2) 従業員給付(退職給付会計等)
- 3) 金融商品の認識と測定

これらの会計基準(特に税効果会計と退職給付会計)は、導入後の財務諸表に与える影響が非常に大きいことが予想される。したがって、同基準導入後の損益に与える影響を見積り、これを連結ベースの利益計画に反映させておくことが、外資系企業の親会社にとって重要な手続になる。また、税効果会計の強制導入は2007年1月からとなっている。

8. BOI⁹認可企業の会計

タイにおいて免税恩恵を与えられるBOIの承認企業に関しては、別途監査の基準が定められている。ここでは、このBOI承認企業の為の監査の方針と条件について述べる。

1) BOI条件の監査

奨励証明書にもある通り、毎月6月30日または7月31日(最近のもの)に直近の会計報告をBOIへ提出することになっているが、2000年8月、BOI政策の変更に伴い、法人所得税の免除措置はBOIが与えた恩典に付随する条件に合致しているかどうかを、公認会計士による監査を行った上で免税恩典を与える方針が打ち出された。そのため2001年7月3日付BOI告知P-4「法人所得税免除の権利恩典使用の前に事業成果を報告する規定」が出され、さらに、2001年8月21日付BOI告示「公認会計士に係る法人所得税の権利恩典の使用申請を希望す

⁹ BOI：タイ国投資委員会の略。総理府直属の機関であり、タイ国内における投資振興のため組織された機関で、新規事業の投資に対して数多くの恩典を付与する権限をもっている。1954年に発足したBoard of Industrial Promotionという組織が、何度かの改組の後、1965年に現在のBoard of Investment (BOI)と再編され、また1977年に制定された投資奨励法により大幅に権限が強化された。2000年8月1日にBOI 布告により、1993年4月9日付け投資奨励事業業種、規模、条件を撤廃し、新たに布告された。

る奨励事業監査の原則および方法」(2001 年会計年度以降に適用)が公布された。この告示の別表により以下のような監査方針が出されている。

2) 奨励証書の条件に従う監査の方針(奨励証書の要求と、奨励証書ごとの条件詳細の理解)

① 機械への投資

輸入税を減免された機械は無断で処分できず、奨励証明書発給日から2年以内に輸入することになっているための確認が必要である。

- 当該年度に繰り越された機械の詳細を監査する。
- 購入、支払い関連文書(例:インボイス、台帳、輸入申告所、L/C Trust Receipt から Debit Note, Bank Statement)に対応して期間内に増加した機械を確認。
- 奨励証書ごとに、その条件による購入した機械の詳細を確認する。
- (例:生産力、輸入期限内に輸入されているか)
- 機械と法人所得税の免除の申請が一致しているか。
- (例:購入、輸入文書の番号と機械番号が一致するか)
- 機械と法人所得税の免除の申請が一致しているか。

② 生産量

機械の生産量は奨励証明書に記載してある量を 20%以上超えた場合、その分の法人所得税は免税とはならない。

- 機械ごとに生産量の総量
 - ◆ 1 日ごとの生産量
 - ◆ 1 月ごとの生産量
 - ◆ 1 年間の生産量
- 前期データと生産計画表、在庫表の信頼性
 - ◆ 年間生産実績と奨励書ごとの生産力に比較
 - ◆ 上記生産量と法人所得税免税申告書との比較

③ 販売量と販売データ

輸出用製品に使用される原材料は、輸出した製品の料に応じて免税となる。従って、製品輸出料と材料の消費量、在庫は理論的には一致しなければならない。

- 奨励証書ごとの販売数量と販売データの詳細
 - ◆ 1日ごとの販売数量および金額
 - ◆ 1月ごとの販売数量および金額
 - ◆ 1年間の販売数量および金額
- 販売記録例(例:インボイスなど)
- 販売数量が条件による数量を超えていないかを確認(輸出比率が定めてある場合、輸出量はそれ以下であってはならない)
- 上述の販売数量と販売額にかかる法人所得税免罪申請との比較を確認
- チェックの範囲は、2部の奨励証書がある場合、奨励証書ごとに最低20のインボイスを、3部以上の奨励証書がある場合、50以上のインボイスを確認する。検査に際して、株主総会、取締役会その他の会議の議事録を確認する。

Ⅱ. マレーシアの会計制度

1. 沿革

マレーシアの会計制度は従来 Malaysian Account Standard Board(マレーシア会計基準局:MASB)の採択した Malaysian Account Standard(MAS)を採用してきた。これは International Account Standard(国際会計基準:IAS)に準拠し、その改定に伴い随時連動して改訂を重ねてきた。2005年10月31日付けでほぼ全ての基準が見直され、一部の例外を除き国際会計基準に準拠した新しい会計基準として、Financial Reporting Standards(FRSs)が公表された。会計基準項目の多くが、2006年1月1日移行開始事業年度からの適用となっている。FRSsは隣国シンガポールの会計制度とほぼ共通しており、シンガポールとの経済的な繋がりの強い地域特性が、今回の全面改訂を決定した要因のひとつである。尚、会計に関しては会社法¹⁰にも規定がある。主として開示すべき財務事項についての規定であり、実務的な会計処理の基準については特に言及されていない。よって会計処理の基準に関しては、全て Malaysian Account Standard Board(マレーシア会計基準局)の定める Financial Reporting Standards(FRSs)に依る。

2006年2月23日、新会計基準の適用は中小企業等にとっては負担が大きい等の理由により、Private Entity Reporting Standards(非公開企業会計基準:PE RS)が認められ、2005年1月1日以前に公表された旧規準(Malaysian Account Standard)と同等の会計基準によって財務諸表が作成できるとされた。非公開株式会社及び中小企業¹¹がその対象となる。但し、外資企業はその対象ではない。

2. 概要

- | | |
|------------|--|
| 1) 会計基準名称: | Financial Reporting Standards |
| 2) 導入年: | 2006年 |
| 3) 設定機関: | Malaysian Account Standard Board
(マレーシア会計基準局) |
| 4) 関連法: | 会計法 |

¹⁰会社法第6章及び附則9。第6章第1節:会計(Account):第166A条-第171条、第6章第2節:監査(Audit):第172条-第175条よ、附則9:決算書(Ninth Schedule-Account)。財務諸表に開示すべき事項は、1)損益計算書に開示すべき事項、2)貸借対照表に開示すべき事項、3)財政状態変動表に開示すべき事項、4)連結財務諸表の作成義務と開示すべき事項、5)通則が規定されている。

¹¹マレーシアの中小企業の定義は Small & Medium Industries Development Corporationによって規定されている。年間売上高2,500万リンギット以下の企業を中企業とし、更に年間売上高1,000万リンギット以下の企業を小企業と定めている。

- 5) 会計通貨： マレーシアリングgit
- 6) 会計言語： タイ語または英語
- 7) 帳簿保存期間： 7年
- 8) 適用対象： 公開株式会社(上場企業)及びその関連会社¹²、
中央銀行登録の金融・ファイナンス会社、
及び全ての外資企業。

3. 会計実務の特徴

1) 国際会計基準への準拠

新会計基準である Financial Reporting Standards は、一部の例外を除き、国際会計基準に準拠している。

2) 会計報告

全ての企業は会計年度が終了後、6ヶ月以内に株主総会を開催し、開催日より1ヶ月以内に年次報告書を会計登記所に届け出る。尚、全ての企業は株主総会前までに監査役(公認会計士)を選任せねばならない

3) イスラム法の採用による金利の処理

マレーシアの文化(イスラム文化)にそぐわないとの理由により、金利の扱いに関してはイスラム法の採用を認めている。イスラム教の教義では利子が認められていないため、受取り及び支払い利息が財務諸表に表示されず、預金者への利益配分とし扱われる。銀行の会計基準は国際会計基準ではなく、イスラム会計基準に従うことが規定されている。

4) 適用対象

Financial Reporting Standards の適用対象となるのは、公開株式会社(上場企業)及びその関連会社、中央銀行に登録した金融・ファイナンス会社、及び全ての外資企業である。本基準適用当初(2006年1月)は、全ての企業をその適用対象としていたが、既述の通り、ローカルの非公開会社及び中小企業については、別途会計基準が設けられた。

¹² 関連会社とは資本関係を有する親会社及び子会社、業務の関連性の強い会社。

5) 監査人の会計補助

監査人による記帳代行等の会計処理補助業務は禁止されている。

6) 外部監査対象

外部監査の適用対象は全企業。

7) 年次報告書

年次報告書は以下の通りである。

- ① 監査済財務諸表(損益計算書、貸貸対照表、キャッシュフロー計算書、財務諸表注記)
- ② 取締役報告書
- ③ 取締役陳述書
- ④ 法廷宣誓書
- ⑤ 監査報告書

8) 連結決算

子会社を有する全企業は、連結財務諸表を作成しなければならない。

4. 普及状況

マレーシアは旧会計基準(Malaysia Accounting Standards)の時代から、会計基準が全体として浸透していた。これは企業の主な資金調達方法が、銀行からの融資であり、株式賃借の依存度が高く、融資にあたっての財務分析が浸透していた為である。新会計基準(Financial Reporting Standards)の普及状況に関しては、導入が2006年1月であることから、その実情は現時点¹³では把握できないが、適用対象企業では随時対応が行われているとの報告¹⁴がある。

¹³ 2006年3月現在。

¹⁴ 公認会計士への電話によるインタビュー調査による。

5. 課題と問題点

新会計制度への移行後間もないため、制度上の問題や課題の表出まで至っていない。予想される問題・課題としては、以下の項目が挙げられる。

- 非公開会社会計基準 (Private Entity Reporting Standards) の内容整備
- イスラム法採用による利子の扱い
- 国際会計基準への完全準拠

制度面以外の問題点では、以下の項目が挙げられる。

1) 公認会計士の人材不足

マレーシアの公認会計士は資格基準が比較的難易度が高いと言われており、登録公認会計士数が約 1,500 人とアセアン諸国の中でも極端に少ない。監査法人 1 社で抱える企業数が膨大になり、処理にかかる時間と内容が問題視されている¹⁵。2,000 社以上の監査企業を抱える監査法人も存在する。

2) プミトラ政策 (マレー人優遇政策) の弊害

マレーシアではプミトラ政策 (マレー人優遇政策) により、様々な面でマレー人に便宜が図られているが、マレー人の役員を有する企業とそうでない企業との間に、会計報告や税務申告に関して、担当職員による扱いに差があると指摘されている。

6. 今後の動向

2006 年から新会計制度へ移行したばかりであり、今後の動向については現在報告されていない。しかし、イスラム法の採用に代表されるように、国際会計基準との差異を埋めて行くことが求められているのは間違いない。

¹⁵公認会計士への面接によるインタビュー調査による。

Ⅲ. シンガポールの会計制度

1. 沿革

従来は、シンガポール会計士協会が公表する会計基準書(Statements of Accounting Standards: SAS)により、会計基準が定められていた。更に、シンガポール会社法及び付則第9においても、決算書中での表示及び開示についての規定が設けられていた。2002年7月の会社法改定で、会計基準の規定機関を設置することとなり、同年8月に企業開示・統治審議会(CCDG)が設置された。国際会計基準審議会(IASB)が承諾・公表する、財務諸表作成にあたって準拠すべき国際財務報告基準(IFRSs)の採用は、シンガポールにおいては、2003年より、シンガポール公認会計士協会(ICPAS)に代わって、企業開示・統治審議会(CCDG)によって、財務報告基準書(Financial Reporting Standards :FRS)として承認され施行されている。

2. 概要

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1) 会計基準名称: | Financial Reporting Standards |
| 2) 導入年: | 2003年 |
| 3) 設定機関: | 企業開示・統治審議会(CCDG) |
| 4) 関連法: | 会計法 |
| 5) 会計通貨: | シンガポールドル(その他の通貨も使用可能) |
| 6) 会計言語: | 英語 |
| 7) 帳簿保存期間: | 5年 |
| 8) 適用対象: | 個人事業を除く、全事業体(法人) |

3. 会計基準の特徴

1) 国際会計基準への準拠

新会計基準である Financial Reporting Standards は、国際財務報告基準(IFRS)に完全に一致している。

2) 会計帳簿

会社法及び所得税法にて、会計記録の作成及び保管に係る規定がされている。会社法によると、シンガポールにて設立された法人は、「会社の取引及び財政状態を表す損益計算書、貸借対照表、並びに、それらに添付する必要のある書類を準備すること」、「経理及びその他の記録を維持すること」、「それらの記録を、監査に備えて維持すること」且つ「それらの記録をその後5年間、保持すること」が義務づけられている。遵守しない場合、会社及び怠った会社役員は、2,000シンガポールドル以下の罰金、又は、3カ月以下の禁錮刑、並びに、過怠金に処せられる。外国会社の支店については、運営に使われた資産及びその運営から発生した負債、並びに支店の運営に関わる損益を表す財務諸表を作成することが必要である。

所得税法によると、取引、事業、職業、仕事を行っている者(個人、個人事業主及び会社等の納税者)は、収入及び認められた諸控除について、確認出来るに足る記録を賦課年度の年から5年間保存しなければならない。ここでいう記録とは、①収入・支出を記録する会計帳簿 ②請求書、伝票、領収書、その他会計帳簿への記帳と照合するための書類 ③取引、事業、職業、仕事に関する記録等である。会社法が適用されない個人事業主及びパートナーシップ形態で行う共同経営者も、所得税法のもとで「営利事業に関わる所得の申告」の際に必要な記録を整えて保管しておくこと。

また、会社が発行するレターヘッド・請求書・請求明細書には、会社の登録番号を記載することが要されている。財務記帳に伴う会計簿記等には監査法人は関与できない。

3) 適用対象

全ての会社及び外国法人・支店等は、会計基準としてFRSに準拠することが義務付けられている。また、財務諸表監査を受けるため各年次株主総会において独立の会計監査人を任命し、公認会計士の監査を受けなければならない。休眠中の私的非公開会社または除外私的非公開会社¹⁶で、年間売上高が500万シンガポールドル以下である場合、会計監査義務が免除されている。但し、発行株式の5%以上を有する株主からの要求がある場合は、会計監査を受ける必要がある。外国会社のシンガポール支店については、シンガポール支店の運営に関わる財務諸表を会計・企業監督局(Accounting & Corporate Regulatory Authority: ACRA)へ届け出する際、監査済みであるこ

¹⁶ 株主が20名以下の個人株主のみで構成されている会社

とを要されていることから、会計監査を義務付けられている。公開会社は社内に監査を担当する専任の役員を配置し、監査法人と協力する事が義務づけられている。

4) 会計報告

会計書類は年次株主総会后6ヶ月以内に監査法人の監査を受けて提出。

5) 年次報告書

① 貸借対照表及び損益計算書

会社及び監査に関する規定は、会社法第IV編「会計及び監査」の中でシンガポールにおいて設立された法人が準拠すべき内容を定めている。またシンガポールのディスクロージャー制度の特徴として挙げられる事項には損益計算書の表示方法がある。日本のそれとは異なり、売上高から当期利益に至る全ての過程が表示される訳ではない。

② 取締役報告書 (Report of the Directors)

2名以上の取締役が署名し、当該年度の損益及びその事業年度末の会社の営業状況に関する項目を記載し、年次株主総会に提出しなければならない。

③ 取締役宣誓書 (Statement of the Directors)

取締役2名が署名した取締役宣誓書を作成し、年次株主総会に提出しなければならない。その内容は、貸借対照表は期末日現在の会社の財務状態を、損益計算書は事業年度の経営成績を適正に表示している旨を宣誓する。

④ 公認会計士の監査報告書

財務諸表監査を受けるため、会社は各年次株主総会において独立の会計監査人(いわゆる公認会計士)を任命しなければならない。また、すべての会社及び外国法人の支店は、必ず公認会計士の監査を受けなければならない。

4. 会計基準実務

財務報告基準書第14号「セグメント報告 Segment Reporting」への準拠は、シンガポールにて上場(株式公開)している会社にものみ、要せられている。

財務報告基準書第 19 号「従業員給付 Employee Benefits」で、従業員の累積した未使用(未消化)の有給休暇の価額を認識することが要されている。シンガポールでは、未使用の有給休暇を従業員に対し、1年間だけ繰越を企業が認めている場合が多く、実際は、翌年に消化されるにしても、決算日に未使用分に対し未払費用計上する必要がある。日本からの出向者に対しても、同様の処理が要されている。

財務報告基準書第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って、会社はその機能(測定)通貨を決定し、且つ別途に表示通貨を決定し、その表示通貨にて報告することとされている。機能通貨とは、「企業が活動する主な経済環境の通貨」であり、表示通貨は「財務諸表で示される通貨」と定義されている。まず、経営者が、機能通貨を決定する際、主たる要素を優先的に考慮することが要されている。主たる要素とは、会社が値決め(売値、買値)する主たる通貨であり、資金調達・現預金の通貨は優先的に考慮されない他要素という位置づけである。会社で使用している記帳通貨が機能通貨と同一であることは要されていないが、機能通貨と異なる場合、その記帳通貨を機能通貨に換算する余計な手間が必要となる。表示通貨は、機能通貨と同一でも、若しくは、異なった通貨でも宜しく、経営者の任意で決められる。2003 年 1 月 1 日迄は、会社法の規定で財務諸表の表示は、シンガポールドルとされていたが、会社法改正でその規定が削除され、会社は如何なる通貨でも表示することが出来ることになった。

会社の子会社を有する場合、財務報告基準第 27 号「連結及び別途財務諸表」に準拠する必要がある。但し、子会社を有する親会社であっても、親会社が更に(シンガポール内外の)他の会社の 100%子会社である場合は、究極的な持株会社でないので、一定の要件を満たせば連結財務諸表の作成が免除される。免除要件は以下の通りである。

- 会社が他の会社の 100%子会社、若しくは、部分的子会社であり、
- 株主が連結財務諸表不作成に異議を申し立てない、
- 会社の社債証券若しくは株式が市場で取引されておらない、且つ
- 会社の上位の親会社が連結財務諸表を作成していること。

5. 普及状況

シンガポールは都市型経済が非常に発達しており、また、後述するように公認会計士が一般企業に勤務することが多いことから、アセアン諸国の中でも会計制度の普及は比較的進んでいると思われる。

6. シンガポールの会計業界

シンガポール会計協会(The Institute of Certified Public Accounts of Singapore:ICPAS)の前身である、The Singapore Society of Accounts(SSA)は、1963年6月にシンガポール会計士組合条例により設立され、1989年2月、会計士法の下で現在のICPASという名称で再設立され、2004年1月に組合法の下、組合として再設立された。

現在、ICPASに正会員登録している会計士は約1万3千人程。シンガポールの人口の割合からすると会計士の数が多いが、需要供給の両方からの理由と思われる。供給面では、会計士登録資格要件が特定の海外(コモン・ロー制度の国)での会計士資格も認められているということと、都市型経済の発達により会計・財務関係に従事する人材が集まり易い傾向にあること等があげられる。需要面から見ると、除外私的公開会社以外の法人及び外国会社の支店は規模に関わりなく外部会計監査が義務づけられていること、また、会計士が税務、秘書役、経理代行業務等の、監査以外の業務にも従事していること等があげられる。更に、正確な統計数値はないが、上記等の会計に係る専門事務所で就労している会計士は3千人程で、残りの1万人程は(海外で勤務している者も含め)金融機関、事業会社、政府機関、教育機関、団体等で勤務していると推定されている。シンガポール全体の転職率が高いことと、シンガポールでは会計に係る事務所での専門職の給与・労働条件が、企業勤めより劣るという状況も寄与していると思われる。

監査法人事務所数も現在450程あるとされているが、廃業又は統合等で、事務所数は数年前から減少傾向にあると云われている。

7. 今後の動向

国際会計基準に完全に一致しているシンガポールの会計基準においては、今後検討する課題等は希少である。IASBによる適時の修正事項を国内の基準にどう反映していくかが、随時検討される課題である。

IV. インドネシアの会計制度

1. 沿革

インドネシアの会計制度は会計士協会によって規定されたインドネシア会計基準(PSAK)を遵守することを求めている。1973年に初めて公表された会計基準は、米国会計基準をはじめオーストラリアやオランダの基準等を取り入れたものであり、1984年一部改定された際も米国会計基準が基礎であった。1995年施行された現在の基準は国際会計基準からの翻訳であり、その意味ではほぼ国際基準に準拠していると言える。

2. 概要

- 1) 会計基準名称: Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan
- 2) 導入年: 2000年
- 3) 設定機関: インドネシア会計士協会(Ikatan Akuntan Indonesia.)の
財務会計基準委員会
- 4) 担当行政機関: タイ商務省
- 5) 関連法: 会計法、会社法
- 6) 会計通貨: ルピア(機能通貨はルピア以外も可)
- 7) 会計言語: インドネシア語
- 8) 帳簿保存期間: 10年
- 9) 適用対象: 全事業体¹⁷

3. 会計実務の特徴

- 1) 一般会計基準と産業別会計基準

インドネシアの会計基準(PSAK)は一般会計基準と産業別会計基準に区別されており、現在PSAK1号から56号で構成され国際会計基準とほぼ同一である。

¹⁷ 個人事業者及び会社、外資会社、国営企業、金融機関、融資を受けている会社。

2) 適用対象

適用対象は、個人事業者及び会社(外資会社、国営企業、金融機関、融資を受けている会社)である。

3) 会計報告

会計年度終了後、5ヶ月以内に株主総会へ提出し、6ヶ月以内に会計監査済報告書を商工業省へ提出しなければならない。

4) 国際会計基準への準拠

1995年から導入されている新会計基準では、ほぼ国際会計基準に準拠している。例外は取得原価主義、年金債務時価評価等等である。

5) 外部監査対象

新会計制度はインドネシアの個人事業者及び株式会社が対象であるが、公認会計士による外部監査を義務づけられているのは、総資産 250 億ルピア以上の現地企業、全ての外資企業、銀行、保険、投資基金など大衆の資金を活用する事業を営む会社、借入金があり銀行の監査を受けねばならない企業、固有企業、公益法人、地方自治体の所有する企業等である。

6) 年次報告書

① 監査済財務諸表

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュフロー計算書
- 株主持分変動表
- 財務諸表への注記

7) 利益準備金

利益準備金として発行済み資本 20%に達するまで利益の一部を積み立てることが義務付けられている。

4. 留意すべき会計基準項目

留意すべき会計項目	インドネシア会計基準の規定
有形固定資産 ① 減価償却方法 ② 耐用年数 ③ 上記方法の変更の取り扱い	① 定額法、定率法以外も認められているが、税法はこの二つのみ。 ② 会計士は経済的に合理的な使用可期間での償却が求められているが、税務上は四つの大雑把なフループ分だけで、経済的に合理的な耐用年数とはいえない。 ③ 耐用年数を変更する場合には、当年度以降の変更を行う。償却方法の変更については過年度に遡って償却計算をやり直す。
設備投資に伴う借入金利息の資産化	PSAK No.26 により建設期間中のものについては資産化しなければならない。但し、建設期間が12ヶ月未満の場合には不可。
無形資産 ① 容認される繰延の要件と限度額 ② 試験研究費の取り扱い ③ ソフトウェアの取り扱い	① PSAK No.19 に規定されている。パテント、フランチャイズ、トレードマーク等について、その形状が認められている。 ② 試験研究費については直接費用で処理する。 ③ 外部購入したものは資産計上して償却するが、アップグレードに要する費用は一括費用処理。自社開発のものは資産計上できない。
長期請負工事契約にかかる収益認識	PSAK No.34 により、工事進行基準が求められている。完成基準は容認されない。
外貨建取引について ① 外貨建資産負債の換算基準 ② 海外子会社の財務諸表の換算基準	① 長期・短期に関わらず、期末時レートで每期換算換え。 ② 資産負債は期末時レート、資本は取得時レート、損益項目は平均レートにより換算。
年金債務の会計	労働省規則(KEP150)の規定にある所定の年金に対して、一定の条件を満たす場合に、その支払義務が生じる。会計上は、予測される支払額に対して引当計上(有税)を行うか、基金設立等でその掛け金の拠出により将来の支払い額が手当てされている場合には、掛け金を費用処理(無税)することが求められている。

留意すべき会計項目	インドネシア会計基準の規定
ストックオプション制度の有無とその会計処理	<p>ストックオプションの実務事態はそれほど一般的ではないが、PSAK No.53 にそのきていがされている。仕訳は以下のとおり。</p> <p>① オプション割り当て時(割当価格による計上) (借方)営業費用 (貸方)資本の部のその他資本金</p> <p>② オプション実行時(割当時に決められた行使価格で資本計上) (借方)資本の部のその他資本金、現金 (貸方)資本金</p>
特別損益、異常損益項目の開示に関する規定	PSAK No.25 は、特別な事項については Extraordinary の区別項目で別建て表記することを求めている(国際会計基準に準拠)。
税効果会計	PSAK No.46 は、に規定されており、国際会計基準に準拠。

5. 普及状況

制度上は適用対象が個人事業体まで及ぶが、会計報告の義務が発生するのは上場、非上場にかかわらず総資産 250 億ルピア以上の現地企業と全ての外資企業のみである為、実際にはほとんどの企業が会計基準に則った帳簿作成を行っていない状況である。

6. 課題と問題点

1) 公認会計士の人材不足

インドネシアにおける公認会計士制度は 1997 年から導入されたばかりであり、監査報告書にサインできる公認会計士が 600 人程度しかいない。

2) 監査法人の罰則規定

インドネシアでは監査人が個人の資格で監査報告書にサインする制度のため、監査法人に対する規制や罰則規定が存在しない。

3) 中小企業及び個人事業向けの会計制度

インドネシアの会計基準は Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan のみであり、総資産 250 億ルピア以下のローカル企業の全てに監査報告義務が無く、財務諸表は税務当局への自主提出のみとなっている。つまり、200 万社を超える中小企業において、会計制度が普及しているとは言い難い状況にある。日本の税理士制度や青色申告制度に類似した会計制度・会計報告基準が求められている。

V. フィリピンの会計制度

1. 沿革

フィリピンの会計制度は、1990年代半ばまでアメリカの会計制度、基準がそのまま適用されていた。フィリピン会計基準審議会の規定する会計基準の大部分はアメリカの基準に基づくものであったが、1997年同審議会より国際会計基準（IAS）への変更が決定され、2000年にフィリピン会計解釈委員会が設置された。

2001年、同審議会はIASをベースとした従来のSFAS（Statement to Financing Accounting Standard）をフィリピン会計規準PAS（Philippine Accounting Standard）PASとして、SFASをIASと基準名・番号を含めて置換えた。2005年全ての会計基準において国際会計基準が適用された。新たに設定された国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）7項目のうち、5項目が適用されている。

2. 概要

- | | |
|------------|--|
| 1) 会計基準名称: | Philippine Accounting Standards |
| 2) 導入年: | 2001年(2005年改定) |
| 3) 設定機関: | 会計基準委員会(ASC) |
| 4) 関連法: | 会計法、会社法 |
| 5) 会計通貨: | ペソ |
| 6) 会計言語: | 英語 |
| 7) 帳簿保存期間: | 7年 |
| 8) 適用対象: | 株式会社、公開・非公開会社、パートナーシップ、
外資企業 ¹⁸ 、個人事業者 ¹⁹ |

3. 会計実務の特徴

1) 国際会計基準への準拠

Philippine Accounting Standards は、一部の例外を除き、国際財務報告基

¹⁸ 外資企業の外資比率は原則40%まで。投資委員会に承認されたパイオニア企業及び優先企業に関しては、外資比率60%が認められる。

¹⁹ 年間売上高（収益）が15万ペソを超える個人は、歳入局（Bureau of Internal Revenue）へ財務諸表提出の義務が発生する。

準に準拠している。

2) 会計と税務の分化

フィリピンにおいては、会計制度と税務制度が分化されている。主な留意点は以下の通りである。

<原価償却>

原価償却において税務上の減価償却を会計上の減価償却と一致させる要はない(定額法が採用されている)

<棚卸資産>

棚卸資産は原価法又は低価法で評価される。後入先出法を採用している全ての製造業者は移動平均法へ変更することが要求されている。

<貸倒引当金と貸倒損失>

貸倒引当金と貸倒損失は会計処理上は貸倒引当金を計上することは当然であるが、税務上は貸倒となったもののみが損金で課税年度に償却し繰延処理は許されない。

<欠損金>

欠損金は発生年度以降3年間繰延処理が認められるが、繰り戻し処理は認められない。

3) 年次報告書

- 貸借対照表
- 損益計算書
- キャッシュフロー計算書
- 株主持分変動表
- 財務諸表注記事項
- 独立監査人報告書

4) その他

- ① 資産の再評価は取替原価から公正市場価格の採用となる。(資産の一部ではなく全体について行う)
- ② 有形固定資産の再評価の頻度は3年から5年毎に定期的実施。

- ③ 資産の予想有効耐用年数と減価償却方法を定期的に検証することが求められている。
- ④ 資産の減損については減損価値の判定基準に指針が織りこまれ、期末に減損を評価することが求められている。評価損は資産の回収可能額を正味販売価格と使用額のいずれか高い方として認識される。
- ⑤ 無形資産の評価についても操業前費用の計上に加え減価償却期間を最長 20 年とする。

4. 普及状況

比較的新しい会計基準である Philippine Accounting Standards は、国際財務報告基準にほぼ準拠しているため、作成帳簿等の負担が重く、中小企業では普及しているとは言い難い

5. 課題と問題点

中小企業において新会計基準である PAS の普及が遅れている。普及啓蒙活動が急務²⁰である。税法により財務(会計)と税務報告基準の双方を規定している為、会計がそのまま税務へ連動している。その為、中小企業において会計書類を整備せず、節税(脱税)の手法となっている。また、会計基準に則った書類の作成には、膨大な時間とコスト²¹が発生するため、これも中小企業における会計基準の普及を妨げている原因となっている。

6. 今後の動向

会計スタッフの能力不足による書類記載ミスが多く報告²²され、会計担当者の資質・能力の向上が課題である。また、公認会計士費用が高いため、中小企業においては、日本の税理士に類似した制度の普及が必要²³である。

²⁰ 公認会計士への面接インタビュー調査による。

²¹ フィリピンの公認会計士にかかる費用は非常に割高である。

²² ローカル企業、日系企業へのインタビュー調査による。

²³ 公認会計士への面接インタビュー調査による。

VI. ベトナムの会計制度

1. 沿革

1996 年以前、国際会計基準など資本主義諸国で一般に公正妥当と認められている会計原則を選択し、個別に大蔵省の認可を得て適用していた。しかし、国際会計基準や母国の会計基準を採用している外国投資企業とベトナム側当局者の間で一部に混乱があった。ベトナム国有企業にとっても、市場経済に直面している点では私有企業、外国投資企業とまったく同様であり、これら全ての企業の改括的に規定する会計基準及び会計基準の制定が急務とされていた。

1996 年 11 月の外国投資法改正において「外国投資企業及び事業協力契約の外国人当事者は、ベトナム会計基準を採用しなければならない。その他の一般的な会計基準の採用の場合、財政省(MOF)承認が必要である(法 37 条)」とされた。

2. 概要

- | | |
|------------|--|
| 1) 会計基準名称: | Vietnam Accounting Standards |
| 2) 導入年: | 1996 年(1998 年改定) |
| 3) 設定機関: | 会計基準委員会(ASC) |
| 4) 関連法: | 会計法、会社法 |
| 5) 会計通貨: | ドン |
| 6) 会計言語: | ベトナム語又は英語 |
| 7) 帳簿保存期間: | 7年 |
| 8) 適用対象: | 全企業(銀行、証券、ファイナンス・リース、プロジェクト管理等の特殊分野は対象外) |

3. 会計制度の特徴

1) 会計基準の基本構成

- ① 標準勘定科目体系および各勘定項目の解説
- ② 会計報告システムおよび財務諸表作成のガイドライン
- ③ 会計帳簿システム
- ④ 会計書類システム

2) 外部監査対象

会計制度は国営企業及び外国企業に統一的に適用されるが、ベトナム国有企業への適用に主眼が置かれている。大企業、中小企業を問わず外資系企業に関してもベトナム会計基準に従った会計処理が求められ、処理を怠るとペナルティがかけられる。年に一度法定外部監査法人による監査が義務づけられている。

3) 固定資産の計上基準額と減価償却方法

- ① 固定資産計上基準額の変更(500万ドンから1000万ドンを最低基準に)
- ② 耐用年数表の改訂
- ③ 償却方法の追加(定額法のみから簡便定率法と生産高比例法の追加)
- ④ 無形固定資産の償却年数を最長20年とする。
- ⑤ 中古固定資産の償却規定の追加

4) 企業の会計システム登録

- ① ベトナム会計システムをそのまま使用する場合は登録不要
- ② ベトナムドン以外の通貨使用の場合は財務省の承認が必要
※ベトナムドン以外の通貨単位を使用しても当局に届ける財務諸表はベトナムドンに換算
- ③ 暦年以外の会計年度を採用する場合は税務署への通知が必要

5) チーフアカウント

チーフアカウント(経理部長・主任)とは、ベトナムの全企業に義務付けられている必置の会計役員であり、資格要件は以下の通りである。

- ① 外国の機関により発行された会計専門家資格証明書または会計監査資格証明を保持
- ② ベトナム財務省による会計業務資格証明書または監査人資格証明書を保持
- ③ ベトナム財務省認定のチーフアカウントコースの受講を終了
- ④ 会計業務経験が2年以上ありそのうち1年はベトナムの経験であること。
- ⑤ ベトナムにおける1年以上の滞在が許可されていること。

この基準ではほぼ外国人がチーフアカウントに就くことは困難であるという各企業²⁴の見解である。

6) その他

- ① 税務会計に主眼がおかれており、会計と税務の未分化
- ② 比較的ベトナム国有企業への適用に主眼
- ③ 企業が使用する勘定科目及びその勘定コードが体系化され、かつ財務諸表、会計帳簿及び証憑書類の様式が特定されている
- ④ 会計の基本的概念や原則は規定されていないが、勘定科目別の仕訳例やT勘定を用いた会計取引毎の勘定科目間のフローチャートが添付されている。
- ⑤ 「具体的な計上基準などについては政府の定める財務規定に従う」とされている。現在、減価償却規則、リース規則のみが公布されている。
- ⑥ 提出財務諸表としては、損益計算書及び貸借対照表に加えて、キャッシュフローステートメントがある。連結財務諸表の作成は要求されていない。また、財務諸表などの追加精報を提供するオフバランスシートの作成が要求されている。

4. 会計実務の特徴

1) 貴金属の現預金勘定

現預金勘定には、金、銀、宝石の貴金属が含まれる。評価方法として平均法、個別原価法、先入先出法、後入先出法の各方法が認められている。決済手段として、これら貴金属が用いられることのあるベトナム特有の処理である。(土地所有権の価格表示や取引は現在でも金で行われることが多い)

2) 外貨建取引

外貨建取引は取引日におけるベトナム中央銀行発表の為替レートによってベトナムドンに換算する。期中の決済による為替差損益(実現損益)は、損益計算書に直接チャージできるが、期末の為替評価替による為替換算差損益

²⁴ 在ベトナム日系企業へのインタビュー調査による。

(末実現損益)は、貸借対照表自己の資本の部に為替換算差額勘定として計上する。外貨建取引の多い企業は、現金預金・売掛金・買掛金について会計上の換算レート(社内レート)を1会計年度通して使用することができる。但し、会計年度末に、ベトナム中央銀行が公表する為替レートにより換算し直さなければならない。この際発生する為替差額も貸借対照表の自己資本の部に為替換算差額勘定として計上することされている。但し、省令 101 によると、2000 年度より、長期借入金に生じた為替差損は損益計算書に計上することされている。

3) 貸倒引当金

債権が回収不能となった場合、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することができる。但し、貸倒引当金計上のためには、得意先の倒産、相手方資産の減失等の理由によって支払不能になった場合であるとか、数度の支払い催促にも拘わらず未回収であるといった具体的事実がなくてはならない。企業は経営会議により、数年間未回収のままとなっている不良債権を帳簿から償却することができる。この場合、不良債権はオフバランスシートに計上される。

4) 短期投資

1年以内の投資を短期投資として表示する。期末においては、市場価額を基に低価法による評価を行い、投資原価と実現可能価額との差を評価性引当金に計上する。但し、当該評価が個別投資ごとに行われるのか、ポートフォリオ・ベースなのかは明示されていない。

5) 棚卸資産

棚卸資産の評価方法としては、個別原価法、平均法、先入先出法、後入先出法が認められる。原材料及び仕入商品等の取得原価は、購入代価に購入付通費用を含める。原価の把握は、継続記録法(perpetual method)と期末棚卸法(periodic method)の二つが紹介されている。

企業は、棚卸資産の性質、種類、数量、仕様及び経営者の要求などを勘案し、原価の把握また実地棚卸は税務づけられている方法を選択する。企業は採用した原価の把握の方法を同一会計期間中継続して適用しなければならない。棚卸資産の評価事業年度後了日において、棚卸資産の市場価格

(Market Value)が取得原価を下回り、かつ当該価値下落が一時的ではない場合には、評価損を計上することができる。これは国際基準の低価法とは異なり、日本の税務に近いものといえる。

引当金勘定を控除した純額の棚卸資産勘定は、事業年度終了日における見積り正味実現可能価額を表示しなければならないが、実務的には、一部の国際的な商品市況が形成されているものを除き、市場価格の判断は困難である。なお引当金勘定は、毎期洗替え処理される。

6) 固定資産

固定資産取得原価には取得価基準が採用されている。固定資産の減価償却の方法は、大蔵省令(Decision No 1062/TC/QD/CSTC dated 14 November 1996 by Ministry of Finance)が公表されている。同省令は1997年1月1日より適用となっている。これ以前に取得及び償却されている資産については簿価と残存耐用年数を基に同省令の定める残存耐用年数へ移行することとされている。償却率は省令が定める最低及び最高耐用年数の範囲内で、定額法使用とされている。又、同規則は固定資産の計上基準として、(a)耐用年数が1年以上のもの、かつ(b)5百万ドン以上のものとしている。

7) 無形固定資産(土地使用権の償却)

2004年、土地使用権の償却期間は最長20年に改正された。合併事業のベトナム側パートナーから供与される土地使用権は、投資ライセンス取得日でなく、事業開始日より投資ライセンスの期限にわたり償却する。

8) リース資産

ファイナンス・リース資産については、賃借人(Lessee)の会計帳簿に固定資産として計上することが必要になる。ベトナムにおけるファイナンス・リースとは、以下の条件の内一つを満たしたものとされている。

- ① リース期間終了時に所有権が移転されるか、又は再リースの定めのあるもの。
- ② リース期間終了時に、定額による買取権が与えられるもの。
- ③ リース期間が、法定耐用年数の60%以上であるもの。
- ④ リース料の総額が、契約時の市場における実際価値を上まわるもの。

9) 長期投資

長期投資のうち、合弁企業への投資、出資金、社債を除く投資項目については低価法による評価性引当金への繰入を認めている。

10) 負債項目

1年または通常の営業サイクルの期間により長期、短期に区分して表示する。発生主義による費用の計上も認められている。税務上は公式インボイスの到着で費用の計上を認めているため会計上の発生主義とはかならずしも一致しない。

11) 資本勘定

資本勘定には、払込資本金、)資産評価差額、為替評価差額、事業開発準備金、資本準備金、利益剰余金により構成される。資産評価差額は、政府の決定による再評価の場合、又は現物出資の場合の出資評価額と帳簿価額の差額を計上する。為替評価額は、外貨建取引に係る(実現)未実現の為替差損益がここに表示される。事業開発準備金は、日本の利益準備金に相当するものと解釈される。利益準備金は外国投資法により利益の5%を積み立てることを義務づけられたものであり、払い込み資本金(法定資本)の10%を上限とする(外国投資法 41 条)。例示によると、当該準備金は災害などによる損失の補填、資本金への繰入に用いられる。

12) 収益の認識

各種収益の認識方法については特段の定めがない。売上げ勘定の説明の項では、出荷基準により計上されることが前提とされている。長期請負工事や、委託販売の場合の収益認識については、言及されていない。返品、値引等は別建表示が求められる。実務上税務と優先し、公式インボイス日付による計上が一般的である。

5. 普及状況

ベトナムでは中小企業・大企業を問わず外資系企業に対しても原則としてベトナム会計基準に従った会計処理を求めており、この処理を怠るとペナルティが課

せられる。また、年1度の法定の外部監査法人による監査が義務づけられており会計制度自体は広く普及をしているものと考えられる。調査対象企業においても100%の企業がベトナム会計基準により会計処理をおこなっており、いずれの企業も年1回の外部監査法人による法定監査を実施していた。

6. 課題と問題点

- 1) 連結財務諸表作成のため、会計方針、会計科目の相異の調整が必要である。場合によっては、常時2種類の会計帳簿を作成しなければならない。(国際会計基準との相違)
- 2) 勘定科目の変更、帳簿類の様式変更の場合は、原則としてその都度、財政省の認可が必要である。
- 3) コンピューターによる記帳を行っている場合でも、期末残高については、手書で記帳税務当局に提出しなければならない。
- 4) ベトナムドン表示による数値行数の増加に伴うソフトウェアの対応が必要。
- 5) 必置のチーフアカウントは制度改正でますます外国人がなりにくい。

7. 国際会計基準との相違

- 1) 減損会計の未導入
- 2) 退職給付会計の未導入
- 3) 金融商品会計の未導入
- 4) 土地の所有権がないために土地の長期前払い費用勘定への計上
- 5) 金、銀、宝石等の現金勘定の計上

8. 今後の動向

現行のベトナム会計制度が運用されて10年が経過した。この間アジア経済危機や疫病の流行等により、外国企業の進出が一時停滞をしていたが、2005年頃から1997年以前の投資ブームが再来している。さらにアセアンの経済統合やベトナムのWTO加盟もここ数年で実現するという状況の中で、下記の事項に関して見直しが求められることが予測される。

- 1) 減損会計の導入の問題
- 2) 金融商品会計の導入の問題
- 3) 連結財務諸表作成に関する問題

ベトナム会計基準は各企業によって採用をされ定着してきているが、こうした課題の解決がはかられることが多方面²⁵から求められている。また、税制との関連は近々に法人税制²⁶が大きく改正されることになっており、会計処理における税務とのすりあわせにかなりの労力が必要とされる場面が予想される。

²⁵ 在ベトナム公認会計士への面接インタビュー調査による。

²⁶ 2006年7月から、法人税制が改正される見込みである。

VII. ラオスの会計制度

1. 沿革と現状

80年代半ばに起きた旧ソ連のペレストロイカやベトナムのドイ・モイに代表される、経済・政治・文化の自由化を積極的に取り入れた社会主義改革に後押しされるように、ラオスでも1986年に“チンタナカーン・マイ(新思考)”と名付けられた社会主義改革路線が採用された。同時に行き詰まりを見せていた社会主義経済から市場経済への移行を行うべく、“ラポップ・マイ(新経済メカニズム= New Economic Mechanism -NEM)”と呼ばれる経済の改革・開放政策がとられるようになる。以来、①公共料金を除く完全な価格自由化、②米の国家独占の終了を含んだ農業の自由化、③国有企業改革、④政府職員の賃金を除く支出優先事項の再整理と中央予算ならびに地方予算の一般予算への統合、⑤貿易自由化と関税分類の簡素化。数量制限および輸出入特別許可制度の撤廃、⑥複数為替レート制の一本化、⑦二層の銀行制度設立、⑧法整備拡充、⑨外国直接投資誘致など、経済の改革・整備が実施されてきたが、ラオスの会計制度もその流れのなかで1988年11月1日にフランスの会計制度を基にして制定された。

このとき制定された会計制度(The national system of financial accounting of the Lao PDR.)は、ラオス国内にある中小企業を含めた国内民営企業及び国営企業が使うこととされたが、ラオスで事業活動をする外国企業に対しても、1994年3月14日に国民議会によって制定されたラオス外国投資奨励管理法²⁷において、この会計制度を使って財務管理をしなければならないことと定められた。これにより国内で事業をする企業の会計処理が一元化されたということになる。しかし一方でアメリカや日本が採用している会計制度が国際機関向けに認められている事実もあるほか、外国資本との合弁企業や外資系企業は、その会計を本国に報告する必要から必ずしもラオスの会計基準に準拠していないなど、制度遵守が不徹底であった。そのため2004年10月22日に国民議会によって承認された改正外国投資奨励法²⁸においては、「必要であれば、国際的に認められる他の会計制度を利用することができる」と改められた。ただし財務省(Ministry of finance)の同意を得なければならないほか、事業活動報告および自己の年間会計要約を投資奨励管理委員会(Foreign Investment Management Committee :FIMC)関連機関に提出しなければならないなどの制約が付く。

²⁷ LAW ON THE PROMOTION AND MANAGEMENT OF FOREIGN INVESTMENT IN THE LAO PEOPLE' S DEMOCRATIC REPUBLIC - Law No.1 adopted by the National Assembly on March 1994

²⁸ LAW ON THE PROMOTION OF FOREIGN INVESTMENT IN THE LAO PEOPLE' S DEMOCRATIC REPUBLIC - Law No.11 adopted by the National Assembly on 22 October 2004)

2. 概要

- 1) 会計基準名称: The national system of financial accounting of the Lao PDR
- 2) 導入年: 1994 年
- 3) 設定機関: ラオス会計監査基準会議
- 4) 会計通貨: キープ
- 5) 適用対象: 外資企業、国営企業

3. 国際会計基準との相違点

	国際会計基準	ラオス会計基準
棚卸資産	低価法による評価 内部振替価格の含み益は控除	原価法 規定なし
売掛金	貸し倒れの見積もり計上	見積もり計上は不可
有形固定資産	原価もしくは再評価価格 見積もり耐用年数で減価償却	原価もしくは外貨の現物出資価格 関係省庁決定による減価償却。
無形固定資産	試験研究費は発生時に費用化 営業権は減価償却	試験研究費は有効年数で減価償却 関係省庁決定による減価償却
投資	子会社は連結会計に包含 関連会社は持分法による低下法 が要適用	連結会計がない
発生主義会計	すべての費用は発生主義にて計上	利息費用のみ発生主義にて計上可
引当金	偶発性のある費用損失の見積もり計上	偶発引当金は計上は不可
納税充当金	繰り延べ税金も計上	繰り延べ税金の計上は不可
損益計算	すべての収益費用は計上	認められた費用のみ計上可能

4. 普及状況

国内で使用されている会計制度は2種類で、フランスの制度に基づいたラオス式会計制度で国内企業を対象とし、合弁企業や外資企業は従来のIAS基準を適用している。企業はすべて帳簿を持つことを義務付けられているが、小企業²⁹の多くは帳簿もなく、未だ簿記に基づく会計を行っていないのが実情である。小企業のほとんどが家内工業あるいは家族経営規模であり、また国民のおよそ8割が農民で、未だ物々交換が常態化し租税も米などの農作物によって代替されている山村部を擁するラオスにあっては、帳簿がどのような意味を持つのかさえ知られていない。

小企業の場合、複式簿記によらず損益計算書が作成できればよいとされている。しかし勘定コードは指定されている(証券市場がまだないので、証券市場基準もない。そえゆえ大企業なら適用される連結決算、年金会計、リース会計も考慮されない)。

5. 課題と問題点

1) 帳簿会計の啓蒙

多くの小企業が帳簿を持たない習慣から、銀行融資の使途が不明となることに繋がり、融資に関しての法律の不備も重なって、銀行側の融資を鈍らせることとなり、結果ラオスのマクロ経済発展の足枷となっている。山村部の農民は除外しても、都市部の個人事業主や中小企業経営者への帳簿会計に対する啓蒙活動が必要である。

2) 中小企業及び個人事業向けの会計制度

ラオスの会計実務は、2006年3月現在のところ一部の外国投資会社・外国との合弁会社を除いて、国営を含むすべての企業がラオス式会計を採用することを義務付けられている。しかし国際会計基準との相違点の多いこのラオス式会計基準は、これまで海外からの投資を鈍らせてきた要因の一つともなっている。海外からの積極的な投資を奨励するためにも、国際会計基準への準拠は必須課題となる。

²⁹ラオス工業手工芸省 (Ministry of Industry and Handicraft) によれば、1998年の統計では、ラオス国内の企業数は16,000社あり、次のような分類となっている(あくまでも統計的な区分で、政策上公式に定義された区分ではない)。大企業 : 従業員100人以上。企業数全体の1%未満。中企業 : 従業員10~99人。企業数全体の5%弱。小企業 : 従業員9人以下。企業数全体の95%。

3) 会計実務に関する問題

- ① 会計基準があまりにも曖昧で、実務の指針になり得ない。
- ② 棚卸資産の評価は原価法しか採用されず、それゆえ棚卸資産が長期滞留し価格価値が下落した場合でも評価減できないで、不良在庫を抱えることになる。またそれを会計上数値で評価できないため、「不良在庫を抱えている」ことを開示していないことに繋がってしまう。結果的にその年次の損益を正確に報告していないばかりか、次年度以降の財務状況の予想も必然的に間違えることになる。
- ③ 売掛金の貸し倒れも引当計上できない(掛売りが少ないビジネス環境ではある)。

6. 今後の動向

2006年2月、世界銀行の後押しによって開催された「ラオス会計監査基準会議」において、ラオス政府は2007年度内にこれまでのラオス式会計制度を改め、国際会計基準を導入し監査も行うことを発表した。これは内外からの投資を呼び込むために必要である。日本も財務省がスポンサーとなり日本の財政法や会計法等に該当する法制度整備の支援に当たってきており、今後も続ける予定だが、はたして一年余りの短い期間で会計基準の転換を完全に施行できるかどうかは不明である。

Ⅷ. ミャンマーの会計制度

1. 沿革

1994年、ミャンマー会計審議会法(MACL)が制定され、近代的な会計制度の整備に動き出した。2003年、ミャンマー会計制度(Myanmar Accounting Standards)12項目が発表され、2004年に18項目が追加発表された。

2. 概要

- 1) 会計基準名称: Myanmar Accounting Standards
- 2) 導入年: 2003年
- 3) 設定機関: ミャンマー会計審議会法(MACL)
- 4) 会計通貨: チャット
- 5) 使用言語: ミャンマー語
- 6) 適用対象: 国営企業

3. 現状

1) 会計と税務が未分化

ミャンマーの会計制度は、経営指標となる企業会計制度の側面は少なく、徴税を最終目的とした税計算のための会計制度と言える。所謂、会計と税務が未分化とである。

2) 適用対象

ミャンマー会計基準は実質的には国営企業を対象としており、外資法の下で設立された外資合弁企業及び外資企業は、国際的に使用されている一般受容会計原則(Generally Accepted Accounting Principle: GAAP)の採用が認められている。これら外資合弁企業及び外資企業は、公認会計士の監査を受けることが義務付けられている。

3) 外資合弁企業の監査

外資合弁企業及び外資企業は、以下の会計報告書を財務歳入省に提出することが義務付けられている。尚、提出に当たっては、公認会計士の監査

が必要である。

- 貸借対照表
- 損益計計算書
- 元帳
- 現金出納帳
- 財産目録
- 株主名簿

4. 課題と問題点

市場開放政策を進めるため、急速に国際会計規準に準拠させることを発表して外資への開放を訴求しているが、実際にどれだけ普及させられるかが今後の課題である。

5. 国際会計基準との比較

IAS	項 目	MAS
1	財務諸表の表示	1
2	棚卸資産	2
7	キャッシュフローの計算書	4
8	期間純損益、重大 及び会計方針変更	5
10	後発事情	6
11	工事契約	7
12	法人所得税	8
14	セグメント別報告	9
16	有形固定資産	11
17	リース	12
19	従業員給付	14
20	政府補助金の会計処理及び政府援助開示	15
21	外国為替レート変動の影響	16
22	企業結合	17
23	借入費用	18
24	関連当事者についての開示	19
26	退職給付制度の会計及び報告	21
27	連結財務諸表及び子会社に対する投資の処理	22

28	関連会社に対する投資の処理	23
29	超インフレ経済化における財務報告	24
30	銀行及び類似する金融機関の財務報告	25
31	ジョイントベンチャーに対する持分の財務報告	26
32	金融商品開示及び表示	27
33	1株当たり利益	28
34	中間財務報告	29
34	廃止事業	30

注)IAS:国際会計基準

MAS: Myanmar Accounting Standards

Ⅸ. カンボジアの会計制度

1. 沿革

カンボジアの会計制度は 2003 年、カンボジア国家会計評議会により、国際会計基準 (ISA) に準ずる形に改正され、カンボジア会計基準 (Cambodia Account Standards) CAS が制定された。IAS30 項目中、15 項目が同一内容となっている。

2. 概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1) 会計基準名称: | Cambodia Account Standards |
| 2) 導入年: | 2003 年 |
| 3) 設定機関: | カンボジア国家会計評議会 |
| 4) 会計通貨: | リエルもしくは米ドル |
| 5) 使用言語: | カンボジア語 |
| 6) 書類の保存期間: | 10 年 |
| 7) 適用対象: | 国営企業 |

3. 現状

- 1) 国内企業及び外資企業は 12 月の期末後 3 ヶ月以内に財務諸表、決算表等を経済、財務省に提出。
- 2) CAS がカンボジアの国内企業及び外資企業で採用されているが、一方外資企業の中には IAS を使用している企業もあり、CAS と IAS の併用である。

4. 課題と問題点

公認会計士は企業の税務処理、会計書類の作成業等を行っている。実際は監査制度が未成熟。

信頼性、信憑性の高い決算書作成、事業計画、書類作成等がなされていない。企業側の問題と監査システムに監査人の質、習熟度不足によるものである。

CAS15 基準そのものが、まだ不完全であり、銀行、保険会社、コンサルタント会社等では、IAS を採用せざるを得ない。

5. 国際会計基準との比較

CAS 番号		IAS 番号
1	Financial Statement(決算報告書、財務諸表)	1
2	Inventories(財産目録)	2
3	Cash Flow Statement(キャッシュフロー計算書)	7
4	Gain/Loss & Changes in Accounting Policy(会計方針の変更)	8
5	Event after the Balance sheet(貸借対照表の作成後の発生事項)	10
6	In come Tax(所得税)	12
7	Property ,Plant & Equipment(有形固定資産)	16
8	Recognize the Revenue(収益の認識)	18
9	Currency(通貨)	21
10	Related party(関係当事者)	24
11	Accounting for Inventories(棚卸資産会計)	25
12	Consolidate Financial Statement(連結財務諸表)	27
13	Bank & Financial Institute(銀行金融機関)	30
14	Contingent Liabilities &Contingent Assets(偶発責務と偶発資産)	37
15	Intangible Assets(無形資産)	38

注)IAS:国際会計基準

CAS: Cambodia Account Standard

第3章 アセアン9カ国の会計制度比較

- I. 国際会計基準とISA比較
- II. 会計書類の使用言語・通貨・保存期間等
- III. 会計制度の普及状況と中小企業向会計基準
- IV. 会計制度の特徴
- V. 会計制度の諸問題
- VI. 会計制度の留意点
- VII. 外部監査及び公認会計士の動向

I. 各国会計基準とISA比較

国際会計基準 IAS 番号		タイ	マレーシア		シン ガポ ール	インド ネシア	フィリピン	ベトナム
		TAS	MAS	FRSs	FRS	PSAK	PAS (PFRS)	VAS
1	財務諸表の表示	35	1	101	1	1	1	111
2	棚卸資産	31	2	102	2	14	2	115
7	キャッシュフロー計算書	25	5	107	7	2	7	
8	期間純損益、重大誤謬及び会計方針変更	39	3	108	8	25	8	
10	後発事象	21	19	110	10	8	10	
11	工事契約	49	7	111	11	34	-	441
12	法人所得税	56	25	112	12	46	-	3338
14	セグメント別報告	50	22	114	14	5	12	
15	物価変動の影響を反映する情報	-	-	-	15	-	-	
16	有形固定資産	32	15	116	16	16	16	211
17	リース	29	10	117	17	-	17	001
18	収益	37	9	118	18	23	-	511 512 521 531 532 711
19	従業員給付	-	29	119	19	-	19	334
20	政府補助金の会計処理及び政府援助開示	55	31	120	20	-	20	642
21	外国為替レート変動の影響	30	6	121	21	10・11	-	413
22	企業結合	43	-	3	22	22	(3)	3382
23	借入費用	33	27	123	23	-	-	627 641 642
24	関連当事者についての開示	47	8	124	24	-	24	

IAS 番号	国際会計基準	タイ	マレーシア		シン ガポ ール	インド ネシア	フィリピン	ベト ナム
		TAS	MAS	FRSs	FRS	PSAK	PAS (PFRS)	VAS
26	退職金給付制度の会計及び報告	-	30	126	26	24	-	627 642 641
27	連結財務諸表及び子会社に対する投資の処理	44	11	127	27	4	27	222
28	関係会社に対する投資の会計処理	45	12	128	28	15	28	228
29	超インフレ経済化における財務報告	-	-	129	29	-	58	
30	銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示	27	-	-	30	31	30	341
31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	46	16	131	31	12	31	222
32	金融商品・開示及び表示	48	-	132	32	-	54	
33	1株当たり利益	38	-	133	33	56	29	515
34	中間財務報告	41	-	134	34	3	30	
35	廃止事業	54	28	2	35	58	35・(5)	
36	資産の減損	36	23	136	36	-	36	214
37	引当金、偶発債務及び偶発資産	53	20	137	37	57	37	
38	無形資産	51	4	138	38	19	38	213
39	金融商品・認識及び測定	40	-	139	39	-	55	
40	投資不動産	26	32	140	40	-	56	228
41	農業会計	-	-	-	41	-	-	

Ⅱ. 会計書類の使用言語・通貨・保存期間等

区分 国別	言語	基準通貨	書類保存期間	提出期限
タイ	タイ語(注1)	タイバーツ	7年間	5ヶ月以内
マレーシア	英語 又はマレー語	リンギット	7年間	6ヶ月以内
シンガポール	英語	シンガポールド ル及びその他	5年間	6ヶ月以内
インドネシア	インドネシア語 (注2)	ルピア	10年間	5ヶ月以内
フィリピン	英語	ペソ	3年間	5ヶ月以内
ベトナム	ベトナム語 又は英語	ドン	7年間	2ヶ月以内
ラオ ス	ラオス語	キープ		
カンボジア	カンボジア語	リエル	10年間	3ヶ月以内
ミャンマー	ミャンマー語	チャット		3ヶ月以内

(注1) 英語使用の場合、タイ語の付訳が必要

(注2) 機能通貨はルピア以外も可

Ⅲ. 会計制度の普及状況と中小企業向会計基準

国別	区分	IAS導入年	会計基準対象	企業における普及度	普及状況	中小企業向会計基準
	タイ	2000年	全事業体	○	・売上高 300 万バーツ以上の全ローカル企業、外資企業に普及している。	無
	マレーシア	2006年	全事業体	○	・導入したばかりで普及状況の把握が困難。 ・旧会計基準のMASは普及している。	MAS
	シンガポール	2003年	全事業体	◎	・非常に普及している。	無
	インドネシア	1995年	総資産 250 億ルピア以上のローカル企業及び外資企業、金融企業	○	・PSAKの普及は多くの企業で受け入れられており、64、500社に普及。製造業が 61%、貿易サービス業が 38%、その他 1%である。 ・現状はGAAPUSとの併用。	GAAPUS
	フィリピン	2005年	株式公開、非公開ローカル企業及び外資企業、金融業	▲	・適用間もないため、普及はこれからであり、73,800社に普及。 ・貿易サービス業が 74%、製造業が 22%他である。上場、非上場株式会社、外資等で普及している。	無
	ベトナム	—	国有企業及び外資企業	△	・ベトナム国有企業外資企業に普及。	無

国別	区分	IAS導入年	会計基準対象	企業における普及度	普及状況	中小企業向会計基準
ラオス		2007年予定	大企業及び外資企業	▲	・企業の20%弱に普及。NSFAL及びIAS併用、帳簿、元帳の作成から普及が始まる。	無
カンボジア		2003年	株式公開会社、外資企業	△	・株式会社、外資企業に普及している。CASとIASの併用。	無
ミャンマー		2004年	大企業及び外資企業	▲	・大企業、外資企業を中心に普及しているものの、外資企業の多くはIASを採用。	無

(注1) 企業における普及度・・・◎:非常に普及している、○:普及している、△:ある程度普及している、▲:普及途上にある、×:まったく普及していない

(注2) 会計基準名略称

TAS:タイ国会計基準(Thailand Account Standard)

IAS:国際会計基準(International Account Standard)

GAAPUS:米国会計基準(Generally Accepted Accounting Principle US)

FRSs:Financial Reporting Standards

MAS:マレーシア会計基準(Malaysian Account Standard)

PERS:Private Entity Reporting Standards

FRS:Financial Reporting Standard

SAS:Statement of Accounting Standards

PSAK:インドネシア会計基準(Pernyataan Standar Akuntansi)

PAS:フィリピン会計基準(Philippine Accounting Standard)

VAS:ベトナム会計基準(Vietnam Accounting Standard)

NSFAL:ラオス会計基準(The National system of financial Accounting of the Lao PDR)

CAS:カンボジア会計基準(Cambodia Accounting Standard)

MAS:ミャンマー会計基準(Myanmar Accounting Standards)

IV. 会計制度の特徴

国別 区分	会計制度の特徴
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、個人事業を含めた全ての事業体を対象としている。 ・TASはIASに近づけられてきているが、未導入案件がある。 (廃止事業、法人所得税(税効果会計)、従業員給付(退職給付会計等)、金融商品の認識と測定) ・導入後の財務諸表に与える影響が大きい。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、個人事業を含めた全ての事業体を対象としている。会計基準は浸透しているが、2006年適用のFRSsは大企業等で中小ローカルは2005年以前のMASの会計基準に従う。 ・MASBの会計基準がIASに収斂する方向で改正され、新しい会計基準FRSsが2006年より適用。但し中小企業の財務諸表作成はMASの会計基準で作成可能である。経費時間、人手をかけることを減少させている。 ・監査法人は記帳代行等会計処理補助業務は禁止されている。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・IASと同一、かつIFRSの導入、適用もされている。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社を対象としているが、PSAKを導入し公認会計士の監査を義務づけられているのが総資産250億ルピア以上の企業、外資企業等である。殆どのローカルは対象外。 ・営業権や研究開発については、企業の大部分では分割償還及び帳簿からの削除などの方法を適用している。 ・会計基準への順守について罰則及び強制力がない。 ・外国人の公認会計士は禁止されている。 ・PASKは一般会計基準と産業別会計基準で構成。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・IASは最近導入されたばかりで、アメリカ式会計制度の影響を受け、一般会計基準(GAAP)等の方が浸透している。然し自らIFRSの導入、適用が始まった。 ・資産の再評価は取替原価から公正市場額の採用。 ・外国人の公認会計士は禁止されている。 ・営業権や研究開発については、殆どの企業が分割償の方法のみを採用。 ・資産の減損は期末に減損評価。 ・無形資産の評価は操業前費用の計上に加え、減価償却期間最長20年とする。

区分 国別	会計制度の特徴
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・減損会計の未導入。・退職給付会計の未導入 ・金融商品会計の未導入。 ・土地の所有権がないため土地の長期前払い費用勘定の計上。 ・金、銀、宝石等の現金勘定の計上。 ・会計業務と税務が未分化の面が特徴。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・フランスの会計制度の影響を受けている。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準を部分的に取り入れている。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカルはイギリスの会計制度の影響を受けている。市場開放のため、近年国際会計基準導入中。

V. 会計制度の諸問題

国別 区分	会計制度の諸問題
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の監査が必要であるが、公認会計士の数が圧倒的に不足している。 ・会計基準が守られない(家族営業が多いこと、経営者、会計担当者、公認会計士等が一体化し会計操作をし二重帳簿の作成、書類保存方を守らない。 ・情報開示は貸借対照表のみのため株主、債権者が計算書類を見れない。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士が不足している(資格取得の難しさもある)。 ・監査人(公認会計士は)記帳代行等会計処理補助業務は禁止されている。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・原則では、全ての会社は外部監査を必要とされる。しかし売上高で 5 百万シンガポールドル以下の企業は年に一度の外部監査が不要とされている。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・殆どの企業が自社で適用している会計方式を公開していない。 ・表示すべき転記の事項が多すぎるため、会計報告書の準備に多くの時間を要する。 ・会計に関する法律がなく(法が施行されていない)会計の基準、原則のみが存在する。 ・株主持分の変動を示す計算書がない。(IASとの相違) ・公認会計士の数が圧倒的に不足している。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・近年採用されてきた国際会計基準は法律に後ろ盾がないため、企業が会計報告書を作成する際に効率が悪い。 ・表示すべき事項の転記が多く会計報告書作成に時間がかかり過ぎる。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表作成のため会計方針、科目調整必要で、2種類の会計帳簿作成。 ・科目変更、様式変更では財務省の認可。 ・コンピューター記帳でも期末残高は手書記帳し税務当局に提出。 ・ドン表示による数値行数増加に伴うソフトウェア対応。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・2007 年、IAS(IFRS)の導入を公表しており、計画通りに適用されるかは疑問。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人が税務処理と会計処理を担当。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な会計制度を整備中

VI. 会計制度の留意点

国別	区分	留意点
タイ		・従来の会計責任者に加え、会計担当者の資格を規定し、企業規模、形態により会学科修了者、会計学士の採用を義務付ける。
マレーシア		・イスラム法の採用があり、銀行の会計基準はIASでなくイスラム会計基準である。
シンガポール		・上場会社は取締役の員数の中から 3 名以上に監査委員を任命し、監査委員会を有すべきである。
インドネシア		・利益準備金として発行済資本の 20%に達するまで利益の一部を積み立てる。
フィリピン		・欠損金は発生年度以降 3 年間繰り延べ処理は認められるが、繰り戻し処理は認められない。 ・国の会計サービス利用には利用料が多くかかりすぎる。
ベトナム		・チーフアカウントの採用。独立した部屋にて経営と分離し会計、管理、監査を行う。 ・チーフアカウントの資格条件は非常に厳しく高額な給与を得る。
ラオス		・中小企業には帳簿額の作成、整備が必要
カンボジア		・監査制度が未熟である
ミャンマー		・IASに建前上近づけているが、実態が追いついていない。

VII. 外部監査及び公認会計士の動向

国別	区分	外部監査対象	公認会計士数	公認会計士の質・資格取得
タイ		・ローカル・外資全企業。 ・資本金 500 万バーツ以下 又は売上 300 万バーツの企 業は監査不要。	約 9,000 人	・資格取得は易しい。 ・実務経験不足で質は問 題。
マレーシア		・ローカル・外資全企業。	約 1,500 人	・資格取得は難しい。 ・質は高い
シンガポール		・ローカル・外資全企業。 ・売上 5 百万シンガポールド ル未満のローカル企業は 不要。	約 3,000 人	・資格取得は易しい。 ・実務経験重視 ・企業内にも数多い。 ・質は高い。
インドネシア		・総資産 250 億ルピア以上 のローカル企業と外資企 業。 ・連結貸借対象法は監査 外。	約 600 人	・資格取得は会計士(大卒) が、3 年以上の実務経験 後CPAテストに合格したも のに与えられる。 ・質は高い
フィリピン		・ローカル・外資全企業。	約 1,200 人	・質は高い
ベトナム		・ローカル・外資全企業。	不 明	・外部監査法人、公認会計 士の資格取得は難しい。 ・質は高い。
ラオス		・大企業、外資企業のみ対 象。	不 明	・公認会計士の取得は難し い
カンボジア		— (会計士制度がない)	—	—
ミャンマー		・大企業、外資企業のみ対 象。	・人数が少なく補助会計 士、営業会計士が多い。	・公認会計士試験に合格し 補助役務の研修期間終了 証明を有し、公認会計士と して登録された者。

第4章 アセアン9カ国の税制度

- I. タイの税制度
- II. マレーシアの税制度
- III. シンガポールの税制度
- IV. インドネシアの税制度
- V. フィリピンの税制度
- VI. ベトナムの税制度

I. タイの税制度

1. 租税体系

タイの租税は大きく国税と地方税に分かれる。主な国税は所得税(法人所得税、個人所得税)、付加価値税(日本の消費税に相当)特別事業税、関税、物品税、印紙税であり、主な地方税は土地建物税、看板税、地方開発税である。

1) 法人所得税

法人税の税率は、原則として純利益の30%である。中小規模の会社³⁰は、純利益に応じて15%から30%の税率である。財団や協会は、その活動内容に応じて、総事業所得の2%~10%を所得税として支払う。国際輸送会社は、総チケット収入と総貨物料金の3%を所得税として支払う。詳細は後述する。

2) 付加価値税(VAT:value Added Tax)

付加価値税(VAT)の税率は7%である。

<課税対象>

製造業者、サービス業者、卸売業者、小売業者、輸出業者、輸入業者

<免除対象>

- 年間所得が120万バーツ未満の事業者
- 農産品、家畜、農業用品の販売又は輸入
- 出版物と書籍の販売又は輸入
- 監査、法務、医療、及びその他の専門的サービス
- 文化及び宗教関連のサービス
- 教育サービス
- 雇用契約に基づき被雇用者が提供するサービス
- 王国令で規定されている商品の販売
- タイ工業団地公社法に基づいて輸入関税を免除されている商品
- 国内輸送(航空会社を除く)、及び国際輸送(航空会社及び海運会社を除く)

³⁰ 税務局の規定では、払込登記資本金が500万バーツ以下の会社

3) 源泉徴収税

支払われた特定の種類の所得は、出処における源泉徴収税 (Withholding Tax) を要する。源泉徴収された税は、最終的な課税義務に応じて控除される。

<税率>

- 配当 10%
- 利息 10% (組織または基金への支払い)
1% (その他)
- ロイヤリティー 10% (組織または基金への支払い)
3% (その他)
- 広告料 2%
- サービス及びプロフェッショナル料金 3%
- タイに支店を有さない海外への支払い 5%
- 賞金 5%

4) 個人所得税

個人所得税 (Personal Income Tax) は累進課税方式を採用しており、2004年以降の税率は以下の通りである。

- 0~100,000 バーツ 0%
- 100,001~500,000 バーツ 10%
- 500,001~1,000,000 バーツ 20%
- 1,000,001~4,000,000 バーツ 30%
- 4,000,000 バーツを超える場合 37%

5) 固定資産税 (Property Tax)

指定地域に土地や建物を所有する者は、1965年地方開発税法 (土地の評価価格に基づいて区画ごとに課税) か、土地建物税法 (推定される年間賃貸料の 12.5% を課税) に基づいて税金を支払う。

6) 印紙税

歳入法には、印紙税の課税対象となる取引を記載した印紙税付表が含まれている。税率は取引の性格によって異なり、文書への印紙貼付を怠った場合の罰金は非常に高い。

7) 輸入関税

輸出品目の大半には次のように異なる 2 種類の税が課される。関税は製品の CIF 価格に関税率を乗じて算出され、CIF 価格との関連で定められた製品価格に加算される。VAT は CIF 価格と物品税(物品税がある場合)の合計額を基準として課税される。関税は、CIF を基準とし、GATT 価格システム及び CEPT の関税率に基づいて定められる。輸入関税には、大蔵省による輸入関税布告が使用される。

8) 地方税

地方税は 3 種類に分類される。

- 固定資産税
- 看板税(税率は看板の設置場所によって異なる)
- 地方開発税

9) その他の税

以下の事業に対しては、VAT の代わりに 3%の特別事業税が課される。

- 商業銀行及び同様の事業
- 証券会社及び信用融資会社
- 不動産の販売
- 保険会社
- 証券取引による利益
- 質店

2. 法人所得税

1) 特徴

- 源泉徴収による納税が広範囲に要求されている。
- 日本の租税特別措置法のような広範囲なものはないが、投資奨励法による減免措置がある。
- 中間申告、納税は当該年度の予想利益によらねばならない(例外あり)。
- 税率は 30%の単一税制である(中小企業、上場企業の例外あり)。又、日本の法人事業税、法人住民税にあたるものはない。
- 原価償却法は、日本のように多種に分けられた耐用年数表ではなく、単純化されているほか残存価格制度はない。
- 貸倒引当金の損金参入が金融機関を除き一般に認められていない。
- 創業費・開業費は繰延資産として償却せず、発生年度に一括損金参入。

2) 課税対象

タイ国法の下で登記された企業は、国内・国外すべての所得が課税の対象となる。タイ国内で未登録または非居住の外国企業は、タイ国内源泉の収入に対してのみ課税される。

3) 課税方法

申告納税、源泉徴収、査定官による査定徴収の三種に分けられる。申告納税は、年 2 回に分けられており、第 1 回目は会計年度を 6 ヶ月経過した日から 2 ヶ月以内、2 回目は会計期間終了後 150 日以内である。

第 1 回目は、当該年度見込み純利益の半分について納税するが、第 2 回目の申告の際、第 1 回目で見積もった年間純利益見込み額が実際より 25% 以上不足していた場合、正当な理由がある場合を除いて、不足税額の 20% を追加納税しなければならない。上場企業、金融機関等は中間決算により納税することになっているが、一般の企業でも年度初めに国税局長の許可を得て、確定額による納税を行うことにより 20% の追加納税を避けることができる。源泉徴収による納税は広範囲に要求されており、原則として翌月の 7 日までに納税することになっている。

その他に、査定官による査定徴収の方法があり、査定官が必要と認めたとときは随時報告を徴し、査定(決定)による徴税が可能である。

4) 税率

一部の上場企業、一部の中小企業を除き原則 30%となっている。また、外国法人で国際旅客運送業、国際貨物運送業を営むものは、損金を差し引かない全収益に対していずれも 3%となっている。また、財団については別途定められている。

<上場企業>

- ① 新証券市場(MAI)に上記日以降、2005年12月31日までに新規に上場する企業は、上場した日以降に始まる会計年度の5期について利益の20%。
- ② 証券市場に上記日以降、2005年12月31日までに新規に上場する企業は、上場した日以降に始まる会計年度の5期について利益の25%。

<中小企業>

年度末の払込済資本金は5百万バーツ以下の企業に関しては、課税所得額100万バーツ以下については税率15%。課税所得額100万バーツか300万バーツまで税率は25%である。300万バーツを超える分に関しては、通常の30%が課せられる。

5) 課税所得

税務上の益金から税務上の損金を差し引いた金額が課税所得となる。また、資産の譲渡、役務の提供、資金の貸し付けに当たって、無償又は市場価格より低い価格、利息で提供した場合、査定官は市場価格で収益を査定することができる。

以下の項目は損金不算入となる。

- ① 一般の慈善金で限度額を越えた部分
- ② 接待交際費³¹で限度額を越えた部分
- ③ 租税上の罰金、加算金、刑事上の罰金、法人所得税
- ④ 営業上のものでない支出
- ⑤ 受取人不明の支出

³¹ 限度額は1999年省令222号により次のように改正されている。当該年度の総収益または総売上高、もしくは当該年度末における払込資本金のいずれか大きい金額の0.3%まで。ただし、1千万バーツを限度とする。

6) 減価償却

機械・設備は、一般に妥当と認められた会計基準に従って償却する場合、年間償却額が上述の限度額を超えてもよいが、5年に満たない年数で償却することはできない。一般には定額法が多い。また、タイの税法では、日本のように法定残存価格、税法上の償却限度額の制度はないので、100%償却可能であるが、ゼロとすることはできないので1パーツの備忘価格を残すことになる。残存価格は税法で規定がなく、会計基準に従うことになる。また、償却資産の価格については、小額のものも5年間で償却しなければならない

建物 恒久的建物	年間	5%
一時的残物	年間	100%
機械・設備 ³²	年間	20%

<中小企業³³における例外措置>

- ・ コンピューター、周辺機器
取得時に40%を償却、残りについて3年で償却可能。
- ・ 工場建物
取得時に25%償却、残額について年間5%以内を償却可能。
- ・ 機械設備
取得時に40%償却、残額について年間20%以内を償却可能。

7) 棚卸資産

棚卸資産の期末評価は、低価法と呼ばれる取得原価又は市場価格のいずれか低い方とすることとなっている。また、原価配分法としては、一般に妥当と認められた会計基準によるが、先入先出法が一般的である。

³² 10人乗り以下の自動車および乗用車は、100万パーツまでしか償却することができない

³³ 土地を除く固定資産が2億パーツ以下で、従業員200人以下

Ⅱ. マレーシアの税制度

1. 租税体系

直接税としては所得税のほかに不動産譲渡益税があり、間接税としては販売税、サービス税、物品税および輸入税がある。

1) 法人所得税

法人所得税率は 28%である。ただし石油の採掘事業を行っている企業への適用税率は 38%となる。

2) 付加価値税

現在、マレーシアでは付加価値税は無い。2006 年から消費税が導入されることになっていたが、見送られている³⁴。

3) 販売税

販売税は輸出および製造の段階で課される従価方式の一括税であり、税率は 10%。製造業者は 1972 年販売税法に従って免許を取得しなければならない³⁵。課税製品の製造に利用される原材料および機械については、通常は、免除される。また販売税は、一部の非課税製品に使用される原材料についても免除される。特定の嗜好品と建材については 5%、タバコには 25%、酒類には 20%の販売税が課される。

4) サービス税

サービス税は、課税対象となる全ての個人によって提供される全てのサービスに課される消費税である。ただし、課税対象となる輸出サービスは除外される。一般にサービス税は、年間売上高が 15 万リンギット～30 万リンギットの場合に課税される。

³⁴ 2007 年 1 月 1 日より付加価値税としていわゆる消費税 (GST : Goods and Services Tax) が導入予定となっていたが、2006 年 2 月 22 日に当面の延期が発表された。

³⁵年間売上高が 10 万リンギット以下の製造業者は、免許取得を免除される

5) 源泉徴収税

非居住者である個人には、最終税として以下の源泉徴収税が課される。

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 特定の所得 | 10% |
| ・動産の利用 | |
| ・技術的なアドバイス、支援、サービス | |
| ・工場設備、機械などの設置サービス | |
| ・無形資産の利用に関連した個人サービス | |
| ② ロイヤルティー | 10% |
| ③ 公共娯楽サービス | 15% |
| ④ 利子 | 15% |

6) 個人所得税

全ての個人は、マレーシアにおいて発生した所得、マレーシアから派生した所得、あるいはマレーシアに送金された所得について課税される。ただし、非居住者である個人は、マレーシアにおいて得た所得にのみ課税される³⁶。税率は個人の居住ステータスによって異なる。居住者である個人には、税金の減免措置を適用した後の課税可能な所得に対して 0%~28%の税率が適用される。則として、非居住者である個人は 28%の所得税を課される。減免措置を受けることはできないが、雇用許可の交付を受けるために政府に支払った税金については、払戻しを請求する権利がある。

7) 固定資産税

全ての州政府が土地税(免役地代)を徴収している。税率は土地の場所および利用法によって異なる。

³⁶居住ステータスは 1967 年所得税法第 7 条に定められた通り、国内滞在期間によって決定される。一般に、1 年に 180 日を超えてマレーシアに滞在している個人は居住者と見なされる。

8) 不動産譲渡益税

原則として、キャピタル・ゲインには非課税であるが、マレーシア国内の不動産を処分したことから生じた利益、あるいは当該の土地に関する持ち分、オプション、その他の権利を処分したことから生じた利益、および不動産会社の株式の処分から生じた利益については、不動産譲渡益税が課される。税率³⁷は以下の通り。

① 2年以内に処分した場合	30%
② 3年目に処分した場合	20%
③ 4年目に処分した場合	15%
④ 5年目に処分した場合	5%
⑤ 6年目以降に処分した場合	5%(会社)、0%(個人)

9) 印紙税

一部の証明書および文書には印紙税が課される。税率は証明書／文書の性格、および記載された取引金額によって異なる。

10) 輸入関税

従価方式あるいは特定の税率で課税され、従価方式での税率は2%から150%である。最近の数年間で、さまざまな原材料、部品および機械への輸入関税が廃止された。

<免税対象>

- 輸出及び国内向け製品に直接使用される原材料及び部品
- 製造に直接使用され、国内で調達できない機械及び部品
- 保税工場(Licensed Manufacturing Warehouse: (LMW))

製品の輸出割合が80%以上の場合は、保税工場(LMW)のステータスを取得することが可能。保税工場(LMW)の認可を受けた場合、製造過程における原材料、部品、機械の使用について、輸入税、及び売上税が免除される。

³⁷市民権を持つ個人、または永住者である個人の場合、5年以上保有した土地を処分したことから得られた利益には、この税は課されない。またこれらの者は、5,000リンギットまたは土地処分利益の10%のうち、いずれか大きい方の金額について減税措置を受ける権利を有する。さらに、個人の住宅を処分した場合には、そのとき1回に限り、売却益に対する免税措置を受けることができる。

市民権を持たない個人および非永住者である個人は、保有期間が5年以内の不動産を処分した場合に、30%の一律税率で課税される。6年目以降の処分に関しては、5%の税額が適用される。

- 自由地域 (Free Zone:FZ)
自由地域 (FZ) は、税関管轄地域の外と見なされ、税関の支配権がおよばない。物品、及びサービスは、関税、物品税売上税、及びサービス税を支払うことなく自由地域 (FZ) に持ち込むことができる。

11) 地方税

マレーシアには地方税は無いが、地方税に相当するものとして Quit Rent というものがあり、土地を所有していることに対して一定の納付金を州政府に納めなければならない。Quit Rent は州により様々であり、地域、産業、用途により税率が異なる。多くの州は 5 月 31 日を支払い期限としており、それ以降の支払いには罰金が生じる。

12) その他の税

<物品税>

物品税は国内で製造された特定の製品³⁸、すなわちタバコ、酒類、トランプ、麻雀牌、自動車に課される。

³⁸ マレーシアで製造された製品の輸出を促進するため、物品税の課税対象となる製品を保税工場 (LMW) で製造する企業は、1976 年物品税法に基づくライセンスを免除される。

2. 法人所得税

1) 特徴

税金制度の近代化と合理化を図るため、現在の公式課税制度を廃し、2001年から自主納税申告制度(Self-Assessment System)を採用している。また、キャピタル・ゲインは原則として所得税対象外である。

2) 課税対象

居住、非居住にかかわらず、マレーシア国内源泉所得が課税対象となる。居住会社の銀行業務、保険事業、海運および空輸事業以外で、居住会社によって送金された国外源泉所得は課税対象とならない。業務の経営管理がマレーシアで行われている場合は、マレーシアの居住会社とみなされる。

3) 申告制度(課税方法)

マレーシアでは法人所得税について、従来の賦課決定制度から賦課年度2001年より自主納税申告制度を採用している。課税所得の計算は、日本の法人税申告書に相当する「課税所得金額及び納付税額計算明細書(Tax Computation)」において損益計算書の税前利益よりスタートし、日本と同様に加算、減産とすることにより行われる。法人所得税の確定申告期限は、決算日後7ヶ月以内である。

マレーシアの会社法によりすべての有限会社は、公認会計士の監査を受けることを要する。監査終了済みの損益計算書の利益が課税所得計算の基礎とされ、税務上の調整項目を加減算し、課税所得を算出する。法人が支出した交際費については、会社の売上に貢献する交際費支出において損金算入が可能である。

4) 税率

税率は28%である。但し、払込資本金250万リンギット以下の中小企業の場合、課税所得が10万リンギット以下に関しては20%である。また、一定の不動産に係るキャピタル・ゲインがある場合、所得税は原則として免除されるが、不動産譲渡益税が課せられる。

5) 課税所得

課税所得は、所得、資本控除、優遇措置などを得るために生じた費用を控除した後算定される。不良債権や貸倒れのための特別準備金は、1967年所得税法 34 条において認められている。また、会計上の減価償却に従った税務上の減価償却の控除が認められている。繰越欠損金は、次年度以降の所得と相殺するために無期限に繰越することができる。

国外源泉所得は原則として非課税所得とされ、国内源泉所得のみを原則として課税対象である。更に、キャピタル・ゲインは非課税であり、資本的支出(Capital Expenditure)もしくは損失(Capital Loss)も、資本的取引(Capital Nature)であるとして損金不算入となる。

6) 減価償却

適格資本的支出に対し減価償却が認められている。取得時償却は初年度一度のみ、年次償却は定額法により毎年可能である。以下は取得時償却、年次償却の一例である。

<取得時償却>

産業用建物	10%
コンピューターおよび IT 機器	20%
環境コントロール機器	40%
重機・自動車	20%
プラント・機械機器	20%
その他	20%

<年次償却>

産業用建物	3%
コンピューターおよび IT 機器	40%
環境コントロール機器	20%
プラントおよび機械	
・ 自動車、重機	20%
・ プラントおよび機械	14%
・ その他	10%

7) 棚卸資産

棚卸資産は先入先出法または平均法により取得価額と正味実現可能価格との低い方で評価され、引当金は設定されない。売掛金に対しては貸倒引当金が設定されるが、貸借対照表上では控除後の価額で計上される。

Ⅲ. シンガポールの税制度

1. 租税体系

シンガポールにおける租税は全て国税であり、日本における都道府県民税、市町村民税、及び事業税のような地方税はない。

1) 法人所得税

法人税の税率は 20%であり、シンガポールで法人化された子会社、および外国企業の支店の両方に適用される。また、この税率は、居住企業と非居住企業に等しく適用される。

2) 付加価値税

シンガポールの付加価値税は、物品・サービス税(GST)であり、税率 5%である。シンガポールにおける物品およびサービスの供給と、シンガポールへの物品の輸入について課税される。

3) 物品税

物品税は、主にタバコ、ガソリン製品、酒類に課される。また、輸入関税が課される製品は非常に少なく、課税されるのは主に自動車、タバコ、酒類、ガソリン製品である。

4) 源泉徴収税

源泉徴収税は非居住者(個人、法人を問わず)及び外国法人に対し、特定の国内源泉所得を支払う(又は、支払いと見なされる)場合に発生する。税率は、一般的にはシンガポールの法人税率である 20%である。非居住者に支払われたロイヤルティー、利子、「ノウハウ」料、および動産の賃貸料の支払いに対しては、15%の源泉徴収税が課される。

<税率>

- | | |
|---------------|----------|
| ● 配当 | 0%又は 20% |
| ● 利子 | 15% |
| ● ロイヤルティー/使用料 | 10% |

- シンガポールに在る動産に係わる使用料又はその他のフィー 15%
- テクニカル/マネージメント料 20%
- 定期傭船料・裸傭船料 2%から3%
- 非居住者取締役の報酬 20%
- 60日以下の短期非居住者の人的役務所得 0%
- 60日以上183日未満の短期非居住者の人的役務所得 15% か累進課税率のどちらか大きい方

非居住者への支払いとは、実際の現金による送金のみならず、株式への転換、又は相殺等も支払いとみなされる。シンガポールが租税条約を締結している国に対する支払いに係わる源泉税率については、項目によってその租税条約により軽減されている。例えば、日星租税条約に従って、下記の軽減、又は免除措置がある。

- ① 利子 限度税率10%
- ② ロイヤルティー/使用料 限度税率10%
- ③ 定期傭船料/裸傭船料 0%から1%

5) 個人所得税

個人所得税は、所得の段階に応じて2~26%の累進税率が適用される。

6) 固定資産税

家屋、土地、及び建物については、物件の年次価値をベースに算出された固定資産税(Property Tax)が課される。年次価値は、物件の賃貸料・得られる利得を考慮して定められている。物件がどの産業分野に利用されているかということは考慮されない。年間評価額は一般に、以下の方法で定められる。

- ① 同様の立地条件を持つ同様の財産の賃貸料を基準にする。
- ② その不動産への資本投資から得られる正当な利潤を適用する。
- ③ 空き地又は価値のない建物のある土地の市場価格の5%を適用する。
- ④ 工業および商業用地への固定資産税率は12%である。
- ⑤ 所有者が居住する不動産には、4%の税率が適用される。

7) 遺産税

遺産税法にて死亡した人(シンガポールに恒久的に居住していた個人)が、

死亡時にシンガポール国内で所有していた全ての財産(動産及び不動産)、並びにシンガポール外での動産を対象に課される。シンガポール居住者でなかった場合は、シンガポールの財産(規定された資産は除かれる)を対象に課される。更に、除外資産、一部免除、控除等の規定が設けられている。

8) 印紙税

印紙税法で、株式及び不動産譲渡等の文書に対し課される。但し、免除対象のもの・免除規定が増えている傾向にある。

9) 輸入関税

シンガポールは自由港を持つ国家であり、物品税および輸入関税の税率は比較的安く設定されている。シンガポールに輸入される、あるいはシンガポール国内で製造される課税対象品目の関税率は、関税納税品目明細書に準じる。法律で禁止されている輸入品は、火器、爆竹、拳銃の形のライター、おもちゃの紙幣とコイン、その他。輸入税は石油製品、自動車、ワイン、アルコール、モルト、リキュール、たばこに課税される。

10) その他の税

自動車税、賭博税

2. 法人所得税

1) 特徴

課税基準に関して属地主義を採用している。また会計処理上の減価償却費が認められておらない代わりに、特定の資本支出に対する資本控除(Capital Allowance)が認められている。

2) 課税対象

シンガポールは課税基準に関して属地主義を採用している。課税対象となるのは、シンガポールを源泉として発生した所得、および国外を源泉としシンガポール国内で受け取られた所得である。

3) 申告制度(課税年度及び納税時期)

財務諸表(外国会社の支店の場合は、支店の運営に関する財務諸表)を法人所得申告書(Form C)に添えて内国歳入庁(IRAS)へ賦課年度³⁹の7月31日までに提出する。提出が大幅に遅れそうな場合は、事前に IRAS より提出期限延長承諾を貰うようにし、延長された期限内に提出するか、延長された期限を更に大幅に過ぎない内に IRAS へ提出する。更に、会社の適用する決算日から3カ月以内に、推定課税所得(ECI)の申告をすることが義務付けられている。シンガポールは賦課課税制度を採用しており、IRAS が税務申告書類をもとに査定し、査定通知が発行される。納税者は査定通知の日から30日以内に、税額を納付しなければならない。

4) 税率

特別優遇措置が与えられている企業を除き、課税法人所得(税法基準で計算した課税される利益額)に対し、3段階税額計算方式にて課税される。課税法人所得額の内、1万シンガポールドルまではその4分の1の額、次の9万シンガポールドル迄は、その2分の1の額、10万シンガポールドルを超えた額に20%の税率で課せられる。新規に設立された除外私的非公開会社に対しては、時限免税措置として、設立より最初の3賦課年度の間(但し、賦課年度2005年より2009年の間に限る)は、課税所得の内最初の10万シンガ

³⁹ 賦課年度とは暦年ベースで会社が決めた決算日の翌年をさす。例えば、2006年12月31日が決算日である会社は、賦課年度2007年となり、税務申告書の提出期限が2007年7月31日となる。2007年3月31日が決算日である会社は、2008年7月31日が提出期限となる。

ポールドルまでは免税され、それを超えた額に 20%の税率で課せられる。

5) 課税所得

課税所得は、損益計算書の税引前利益より、税務上の益金及び損金不算入、並びに他の加算・減算調整の上算出される。投資物件の売却益、事業用固定資産の売却益(既に税務上の償却がされている場合は、償却相当額は事業所得に加算調整される)等の、キャピタル・ゲインは課税されない。但し、投資(株式・不動産等)を事業としている場合は課税対象となる。また、グループ・リリーフ制度⁴⁰により、グループ内のある法人に生じた欠損金及び同期未控除の税務上の減価償却額をグループ内の別法人の課税所得から控除することが出来る。欠損金⁴¹については、株主構成に 50%以上の変動がなければ、将来に渡って無期限に繰越し将来の法人所得と相殺が出来る。

<益金算入>

シンガポールは属地ベースの税制度を採用しており、所得税法で課税所得を構成する収入及び収益項目を以下の通り規定している。

- 取引、営業、職業、又は仕事よりの利得又は利益
- 雇用からの利得又は利益
- 配当、利息又は割引料
- 恩給、援護金又は年金
- 財産から生じる、賃貸料、権利料、手数料、並びに、その他の利益
- 上記のどの項目にも該当しない所得の性質からの利益

<損金算入>

税務上の損金(税控除が認められている支出及び費用)には、売上原価、人件費、販売及び管理経費、所得を得る為に使用された借入金への支払い利息、賃借料、修理・更新費、確定した回収不能債権、税務上の減価償却費等である。また、従業員の医療費を事業主が負担している場合、負担した総額の内、全従業員へ支給した報酬総額の1%まで、医療費の損金算入が認められる。但し、可動式医療給付制度等を導入している事業主については、上限 2%まで認められている。

<注意事項>

シンガポール税制では乗用車に係る費用が税務上一切認められない。

⁴⁰英国で採用されている損益振替型に似た制度。シンガポールに設立された親会社と持ち株割合 75%以上のシンガポールにて設立された子会社との間、或いは、共通のシンガポールにて設立された親会社をもつシンガポールにて設立された 75%以上の子会社の間という最低適用要件がある。

⁴¹賦課年度 2006 年より、欠損金を 1 年度前に繰戻しすることが一定の要件を満たせば認められることになった。

1998年4月以降登録の車には、社用乗用車も個人乗用車と同じ扱いとなった。レンタカーについても、レンタル料、ガソリン代等の費用も損金算入が認められない。但し、業務・商業用の車(トラック、トレーラー、バン、バス、タクシー等)については税務上の償却及び維持費の損金処理が認められている。

6) 減価償却

会計処理上の減価償却費が認められておらない代わりに、特定の資本支出に対する資本控除(Capital Allowance)が認められている。主な資本控除の対象としては、産業(工場)用の建物、並びにプラント及び機械である。

資本控除(税務上の償却控除)の率は以下の通りである。

- 工業用建物及び構築物
25%の初年度一時償却、及び 毎年3%の年次償却
- プラント及び機械
年次償却(耐用年数に応じて)、年次償却と初年度一時償却の併用、1ヶ年一括償却、又は、3ヶ年加速度償却を、法人の任意で適用する。但し、1ヶ年一括償却は、コンピューター又はオートメーション機器に限られて認められている。

小額固定資産については、賦課年度 2005 年より、以下の条件を満たす小額資産は、一括控除が可能となった。

- 1件あたりの取得コスト¥が S\$1,000 以下であり、且つ、
- それら小額固定資産の経費処理が合計 S\$30,000
※合計 S\$30,000 を超える場合は、超えた分を将来の賦課年度に一括控除することができる。

IV. インドネシアの税制度

1. 租税体系

直接税としては、所得税の他に固定資産税はあり、間接税としては付加価値税、印紙税などがある。

1) 法人所得税

インドネシアの法人所得税は累進課税が適用されており、税額の算定は自己申告に基づく。税率は以下の3段階である。

- 5,000 万ルピアまで 10%
- 5,000 万ー1 億ルピア 15%
- 1 億ルピアを超えた場合 30%

2) 付加価値税

インドネシア国課税地域内において、課税対象企業がその企業の通常の業務として課税対象物資、または課税対象サービスを引渡した時、課税対象物資を輸入した時、海外から課税対象サービスの提供を受けた時に、10%⁴²の付加価値税(VAT: Value Added Tax)が課税される。輸出に関しては課税対象外となる。

① 非課税対象物資

- 農業、プランテーション、林業による一次産品
- 狩猟・畜産・農業・鉱業による一次産品(魚を除く)
- 生活必要食品(米、トウモロコシなど)
- 有価証券

② 非課税対象サービス

- 医療サービス、社会福祉サービス
- 郵便、銀行、保険、ファイナンス・リース

⁴² 政令により 5%から 15%の範囲で変更され得る。

- 宗教サービス、教育サービス
- 非営利の芸術活動、ラジオ・テレビ放送
- 公共輸送
- 人材紹介、教育訓練サービス
- ホテル、電気通信

3) 源泉徴収税

インドネシア人および非インドネシア人居住者に対して支払われた配当、利子、ロイヤルティー、テクニカルサービス料、および管理サービス料には、源泉徴収税が課せられる。主な税率は以下のとおりである。

- 居住者に対して支払われた場合 15%
※ただし技術サービス料及び管理サービス料の支払いに対しては 6%
- 非居住者に対して支払われた場合 20%

4) 個人所得税

インドネシアの個人所得税は累進課税方式であり、自己査定方式で計算される。税率は以下の 5 段階である。

- 2,500 万ルピアまで 5%
- 2,500 万ルピアー5,000 万ルピア 10%
- 5,000 万ルピアー1 億ルピア 15%
- 1 億ルピアー2 億ルピア 25%
- 2 億ルピア以上 35%

5) 土地・建物税(固定資産税)

土地・建物税は年に 1 回、土地・建物および永久的建造物に対して支払われる。実際の税率はわずかで、通常、当該資産価値の 0.1% 以下である。政府が決定した販売価格を基準値として 10 億ルピア未満の物件の場合その 20%、10 億ルピア以上の物件の場合はその 40% が課税対象金額となる。それに 0.5% の税率を乗じてその年の課税額が決定される。土地建物を取得した購入者は、土地建物権利取得税が発生する。土地建物権利取得税の税率は 5% である。但し、非課税額として 1,200 万ルピアが控除される。

6) 印紙税

印紙税は少額で、特定の文書に対して 3,000 ルピアまたは 6,000 ルピアのどちらかになる。同意書を含む文書、公正証書、土地の権利証書、およびその副本には 6,000 ルピアの印紙税が課される。金額が記載された全ての文書については、記載された金額が 100 万ルピアを超えた場合は 6,000 ルピアの印紙税が、50 万ルピアから 100 万ルピアまでの場合は 3,000 ルピアの印紙税がかかる。50 万ルピア未満の場合には印紙税はかからない。小切手の場合は、記載された金額に関わらず 3,000 ルピアの印紙税がかかる。

7) 輸入関税

全ての外国投資企業には、会計上の優遇措置として関税が引き下げられる。通常の関税はインドネシア関税表(Buku Tarif Bea Masuk Indonesia / BTBMI)に記載されている。

8) 地方税

インドネシアの地方税は、州税、地方・市町村税である。

- 州税
自動車、自動車の権利譲渡、および自動車の燃料
- 地方／市町村税
ホテルおよびレストラン、娯楽、広告、道路照明、クラス C 鉱物の使用と加工、地下水および地表水の使用

9) その他の税

<奢侈品販売税>

インドネシア国関税地域内において奢侈品を製造する企業が、その企業の通常の業務として、奢侈品を引渡した時および奢侈品を輸入したときに一回限り課税される。税率は 10%～35%である。

2. 法人所得税

1) 特徴

所得税は法人・個人を問わず所得税法に規定されているが、規定が曖昧な部分に関しては、実務上、相当部分が税務当局の裁量に基づき税務行政が行なわれている。上記法令を中心に政令、大統領令、大臣令、通達等に規定されており、頻繁に改定が行われ、また、明確な規定のない部分も多い。

2) 課税対象

- ① 居住納税者・・・インドネシアで設立された法人
- ② 非居住納税者・・・居住者以外でインドネシアを源泉とする所得(利子、配当、ロイヤリティー、技術・経営管理等の役務の対価、保険料等)を得る者。恒久的施設もこれに含まれる。国内法に基づく恒久的施設の定義は次の形態をいう。

- 管理の場所、支店、駐在員事務所、事務所、作業場所
- 鉱物採掘場、漁場、畜産場、農場、不動産、プランテーション
- 建設場、据付・組立現場
- 任意の12カ月中60日を超えて従業員等による役務の提供
- 代理人、インドネシアで保険事業を行う代理人または従業員

3) 申告制度(課税年度及び納税時期)

法人は前課税年度の確定所得税額から以下を控除した金額の12分の1を毎月分割納付しなければならない。この予定納税は翌月15日までに毎月納付する。

- 第三者から源泉徴収された所得税額
- 輸入時に予納された所得税額
- 公共事業からの所得税額
- 外国で支払われた所得税額

最終納付税額は、確定税額マイナス予納税額および前払税額であるが、不足であれば、申告時に完納し、過払いがあれば還付、繰越しもしくは他の国税と相殺出来る。但し、過大納税は税務調査が必ず行われることが規定されているので注意する必要がある。

4) 税率

5千万ルピア以下	10%
5千万ルピア超 1億ルピア以下	15%
1億ルピア超	30%

(注)課税所得 1,000 万ルピア未満は、切り捨て後税率を適用する。

5) 課税所得

すべての所得を合算し、一部の最終分離課税の対象となるものを除き、総合課税される。最終分離課税に当るのは、預金利息(15%)、上場会社の株式売却所得(売却金額(0.1%または 5.1%))、建設工事(2%)、およびそのコンサルティングの役務(4%)、外国の航空会社および海運会社(2.64%)、不動産レンタル(6%または 10%)などがそれぞれ源泉分離課税される。以下の項目は損金不算入となる。

- あらゆる種類の利益配当
- 株主、団体など個人的な利益のための支出
- 引当金(但し、銀行、ファイナンス・リースの貸倒引当金、保険会社の損害準備金、鉱山会社の原状回復費用引当金など大蔵大臣の定めるものを除く)
- 現物給与
- 株主又は会社と特殊関係にある者に対して妥当な額を超えて払った報酬
- 所得税(罰金を含む)
- 団体、有限責任パートナーシップに支払われる給与(株式による分配でない)

6) 棚卸資産

棚卸資産の評価は取得原価に基づき平均法または先入先出法である。

7) 減価償却

土地は償却の対象にならない。また、期中の増減についても、1 年分の償却費を損金算入する。資産についての減価償却費は、課税前に収入から控除される。減価償却資産は、それぞれの耐用年数に応じて 4 種類に分類されており、定額方式(20 年未満)か、定率方式(建物を除く)のどちらかを選ぶことができる。減価償却率は、下に示した耐用年数によって決められている。

＜有形固定資産の減価償却率＞

資産区分	耐用年数(年)	定額法(%)	定率法(%)
非建造物グループ1	4	25	50
非建造物グループ2	8	12.5	25
非建造物グループ3	16	16	6.25
非建造物グループ4	20	5	10
耐久建造物	20	5	認められない
非耐久建造物	10	10	認められない

8) 貸倒引当金、貸倒損失

税務上、貸倒れの損金計上は、次の要件を満たす必要がある。

- 所得税(罰金を含む)
- 経理上損金計上してある。
- 債務者の名前、債務額が裁判所、管財人、競売所に提出してある。
- 債務者の名称が新聞等に公表されている。
- 不良債権一覧表、名称、納税番号、債務額が関係当局に提出されている。

つまり、裁判所の回収不能であることの認定または取引先の事実上の会社清算状態であることが明確であることが必要である。

9) 繰越損失

ある年度に発生した損失は向こう5年間の所得と相殺可能(プランテーション、鉱山業は8年間、遠隔地指定開発地域は10年間まで認められる)。

V. フィリピンの税制度

1. 租税体系

フィリピンにおける税体系は、国税、地方税、関税に区分けされる。なお、別の分類法としては直接税及び間接税に分類できる。国税には所得税(個人、法人)、相続税、贈与税、付加価値税、百分率事業税、物品税、印紙税等がある。地方税には事業税、固定資産税等がある。

1) 法人所得税

法人所得税は、内国法人、居住外国法人、非居住外国法人に適用され、全ての国内源泉所得と国外源泉所得が対象となる。税率は最高 35%で、2009 年 1 月 1 日に 30%に引き下げる⁴³予定。

2) 付加価値税(VAT:value Added Tax)

税率は原則として 10%である。商品卸売、販売業者、役務提供者(サービス業)、輸入業者が納税義務者である。ただし、年間売上あるいは収入が 55 万ペソ以下の企業は対象とはならないが、自主的に VAT を適用してもよい。これらの企業はその総収入に基づき 3%の百分率事業税が課税される。課税品目は以下の通りである。

<販売商品>

総販売価格あるいは販売または交換された商品の総価格を基準として商品(有形動産)に課税される。

<サービス>

サービスの販売については、受取総額(たとえば、契約価格、報酬またはサービス料に相当する金額の合計)が VAT の基準となる。サービスの販売とは、料金と引換に他者のためにするあらゆる種類のサービスを行なうことをいう。サービスに含まれるものは次のとおり。

⁴³ 拡大付加価値税法(共和国法第 9337 号)

- 独立した請負人と見なされ、以前請負税(4%)の対象となっていた者が行なうサービス
- 証券、不動産、商業、通関および移民ブローカー
- 映画用フィルムの貸主あるいは配給業者
- 動産の貸主

<輸入>

使用あるいは再販売のために輸入された製品にも適用される

3) 物品税

物品税は従量税および従価税の2種類からなる。従量物品税は、重量・容量および他の物質的単位の計量に基づき賦課される。従価税は、実際の販売価格または商品以外の特定の価値により賦課される。

物品税は、国内での販売、消費その他のあらゆる処分をされることを目的に国内で生産された製品および輸入品に適用される。輸入品の場合には、他の関税に追加して賦課される。また、国内で生産された製品がそのまま輸出される場合には、当該製品に賦課された物品税は実際の輸出代金受取証明書を提出した時点で還付あるいは控除される。

<対象品目>

蒸留酒、ワイン、発酵酒、タバコ、紙巻煙草、石油製品および他の燃料、花火、撮影用フィルム、サッカリン、自動車および奢侈品(貴金属、香水、ヨット等)、石炭および国産の石油を含む鉱物製品。

4) 源泉徴収税

一定の種類所得を支払う内国法人および居住外国法人は、以下の源泉徴収を行わなければならない。

	居住法人	非居住法人	日本(条約国)
利子	(注1)	(注2)	15(注6)
配当金	0	15/32(注3)	10/25(注4,6)
ロイヤルティー	20	32	15/25(注5,6)

(注1) 銀行預金ならびに短期金融資産市場(Money Market Placements)から

得られる収益に対しては 20%。なお、外貨預金ユニットへの預金から得られる利息に対しては 7.5%。このような受動的所得は、利子受領時に既に源泉分離課税として、税金が徴収されており、法人所得申告書に記載すべき総所得からは控除される(分離課税)。オフショア・バンキング・ユニットおよび外貨預金ユニット(FCDU)から居住者に融資された貸付金の利息は 10%。

- (注2) 一般税率は 32%。租税条約がある場合は、各国との租税条約に従う。
- (注3) 受取相手国が税額控除制度を認めている場合は 15%(32%−15%=17%は、フィリピン国内で支払われたと見なされる税額である)。
- (注4) 配当支払日の直近 6 カ月間、発行済株式または議決権株式の 25%以上を直接所有している日本法人に対する支払いは 10%、それ以外は 25%。
- (注5) ロイヤルティーが、映画フィルムの使用又は使用の権利およびラジオ放送用またはテレビジョン放送用のフィルムまたはテープの使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には、当該使用料の額の 15%。
- (注6) フィリピン投資委員会(BOI)登録のパイオニア企業より支払われる場合は、配当金は 10%、ロイヤルティーは 15%。

5) 固定資産税

土地、建物、機械の所有者又は使用者はその物が属する市町村に対し固定資産税(Property Tax)を納めなければならない。新たに加えられた資本的支出も対象となる。税率および物件の査定率は所在地により若干異なる。メトロマニラ地区の場合、査定額の 2%、その他の地域の場合は査定額の 1%を最高税率とする。なお、固定資産税に付随し、物件査定額の 1%を特別教育基金(Special Educational Fund)として、拠出しなければならない。

6) 印紙税

事業取引での特定文書には印紙(税)の添付が義務付けられている。主な対象は以下のとおり。

債権、株券、約束手形、為替手形、領収書、船荷証券、保険証券、代理委任状、不動産の賃貸借契約書、担保および信託証書、不動産売買契約書、その他の文書。また、個人所有の乗用車、オートバイ等の登記の際にも賦課される。

7) 輸入関税

原則的に、輸入品については VAT の他に関税を支払わなければならない。物品税対象品目を輸入する場合には物品税を支払う。また、関税法では国内産業を海外製造業者の不公平な競争から保護することを目的に、特殊な状況における反ダンピング関税、対抗関税、刻印関税 (Marking Duty)、差別関税が規定される。

8) 地方税

州、市、自治体、バラングイなどの地方政府は、1991 年地方政府法に従って地方免許料および事業税を徴収している。さらに、土地、建物およびその改善物に適用される不動産税が、不動産の評価額に対して課せられる。

9) その他の税

<百分率事業税(パーセンテージ税・定率税)>

通常総収入を基準に 1%~30%の税率で適用される。対象としては、以下のようなものがある。

- ホテル、モーテルおよび類似施設の運営
- レストラン、バーその他の飲食施設
- 一般の運送、運送請負業者および自動車修理工場、駐車場の運営
- 証券ディーラーおよび投資家
- フランチャイズ保有者
- 電力、都市ガス、上水道供給
- 電話、通信、放送
- 通信機器による海外への通信、会話
- 銀行、保険その他の金融業者
- 一定の娯楽施設の所有者、借主または運営者
- 競馬およびハイアライの試合の賞金
- その他の年間売上または収入が 55 万ペソ以下で VAT 事業者登録を選択しない業者

2. 法人所得税

1) 特徴

法人税の課税所得は「内国法人」、「居住外国法人」、「非居住外国法人」によって異なる。また、法人所得税には、一般の法人所得税の他に、特別法人に対する所得税率が別途定められている。特別法人とは民間教育機関および非営利病院、フィリピン経済区庁への登録企業、航空機、機械その他設備の非居住賃貸者等である。

2) 課税対象

法人所得税は、内国法人、居住外国法人、非居住外国法人に適用される。民間教育機関および非営利病院、フィリピン経済区庁への登録企業、航空機、機械その他設備の非居住賃貸者等の特別法人には別途定めた税率が設けられている。

3) 課税方法

月末日をもって終わる 12 ヶ月一事業年度とする。事業年度の変更は、内国歳入庁の許可を必要とする。四半期ごとに納税申告書を作成のうえ、各四半期後 60 日以内に予納する。確定申告書は、事業年度終了後 4 ヶ月と 15 日以内に提出のうえ、すでに予納済の 3 回分の四半期予納額との差額を納税もしくは還付請求する。

4) 税率

フィリピン法のもとで設立された法人は、すべての課税所得(総所得から許容される控除を差し引く)に対して最高 35%の税率で課税される。フィリピン国内で事業に従事する支店などの居住外国法人は、フィリピン源泉の課税所得に対してのみ、国内法人と同じ税率で課税される。フィリピン国内で事業に従事しない非居住外国法人は、フィリピン源泉の総所得(控除の特典無し)に対して最高 35%の最終源泉税が課せられる。支店利益の国外送金の場合、送金税⁴⁴として 15%が加算される。

⁴⁴ 日比間の場合、日比租税条約の規定に基づき、事前に必要な申請を行えば、支店利益送金税は 10%の軽減税率の適用対象となる。

<最低法人所得税(MCIT)>

課税年度末時点で総所得の2%のMCITがある。MCITの適用を受けるのは、当該法人が少なくとも事業の4年度目にあり(事業が1~3年度目に当たる法人はMCITを適用されない)、算出されるMCITが、通常の所得税額すなわち課税所得の35%(通常所得税、NT)の金額よりも大きい場合である。

5) 課税所得

課税所得の計算は、会計基準審議会制定(Pronouncements on Accounting Standards)、及びフィリピン公認会計士協会制定(PICPA Accounting Principles)の会計基準に従って作成された財務諸表を基礎とし、課税所得の計算にあたり税法に規定されている事項を加・減算することにより行なわれる。

<貸倒引当金と貸倒損失>

健全な会計処理として貸倒引当金を計上することは当然であるが、税務上は実際に貸倒となったもののみが損金となる。貸倒が発生した課税年度に償却し、繰延べ処理は許されない。

<キャピタル・ゲイン/ロス>

キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインの範囲内で控除できる。

<会社間配当>

内国法人および居住外国法人が、他の内国法人から受取る配当金は非課税。

<国外源泉所得>

内国法人の国内源泉所得は、稼得時に課税される。二重課税は外国税額控除の方法で回避される。外国法人には外国税額控除の適用はない。

<欠損金>

欠損金は、発生年度以降3年間の繰延処理が認められるが、繰り戻し処理は認められない。投資委員会(BOI)により特別に優遇措置を受ける企業(パイオニア企業、優先企業等)のみ操業後10年以内であれば、欠損金の翌年以降6年間にわたり所得控除できる。

<寄付金>

慈善寄付金の所得控除は、法人の場合、通常課税所得の5%を上限とするが、政府、特定外国機関、国際機関等一定の団体に対する寄付金は、全額

控除可能。

<為替差損・益>

為替差損・益はそれが実現した課税年度における益金または損金として処理する。

6) 減価償却

税務上の減価償却を会計上の減価償却と一致させる必要はない。一般に定額法が採用される。償却資産の売却は、通常の所得として課税対象となる。油井、ガス井および鉱山については、減耗償却(Depletion)が認められる。

7) 棚卸資産

一般に原価法または低価法で評価される。1984年10月31日より、後入先出法を採用しているすべての製造業者は、移動平均法へ変更することが要求されている。

VI. ベトナムの税制度

1. 租税体系

ドイ・モイ政策のもと、市場経済の導入に対応する為、ベトナムでは 1990 年より様々な税法が発表されている。ベトナムは税改正の途上であり、ベトナムにおける法人に関する税制は2006年7月1日より改正されることが予定されている。

1) 法人所得税

外資企業の法人税率は最大 28%である。石油、ガス、希少・貴重天然資源の探査および採掘プロジェクトについては、28%から 50%の税率が適用される。

2) 付加価値税(VAT:value Added Tax)

取引高税に代わりVATが1999年1月1日から課された。VATはベトナム国内における商品、サービスの消費に課される⁴⁵のものであり、VATの特徴は以下のとおりである。

- ① 商品、サービスはその内容により、5%、10%あるいは20%のVATが課されるが、ある特定の商品、サービスについては非課税となっている。
- ② 輸出品(非課税となっているものを除く)は0%VATである。これは国際間のサービスには採用されていない。0%VATであれば、輸出企業は仕入にかかるVATの還付を請求することができる。
- ③ 輸入品は一般的にVATの対象になり、輸出時において、CIF価格に基づいて輸入関税と一緒に支払われる。輸出品を委託加工するために、原材料等が輸入される場合はVATの対象外になる。輸出品を作るために輸入あるいは購入される物に関しては275日間VATの支払いが延長できる。
- ④ VAT対象外の商品の製造に関して発生したVATは還付請求できないので、この場合のVATは会社の費用になってしまう。
- ⑤ 特定の場合や産業で控除できるVATを見做計算が許されている。

⁴⁵ 企業の経理担当者は毎月10日までに税務署の付加価値税担当部署に前月の売上に関するVATと仕入れ・経費に関するVATを所定のフォームに従い記入して提出をしなければならない。

3) 特別売上税

特別消費税は現在、タバコ、ビールおよびアルコール類だけでなく、自動車やガソリンにもかけられている。2004年1月より特別消費税の税率は段階的に80%までである。輸入品の特別消費税は輸入品のCIF価値(運賃保険料込み値段)に輸入関税を加えたものに基づいている。

4) 源泉徴収税

① 支払利息の源泉税

1999年1月以降に契約された非居住者からの借入に対する支払利息は10%の源泉税が課される。

② 利益送金税

次のような海外への利益送金、ベトナム国外での利益留保については、利益送金税が課される。法定資本により利益送金税は、5、7、10%と区分される。

- ベトナムへの投資から生じる利益
- 資本譲渡から生じる利益
- 再投資に関して還付された法人所得税

法定資本の金額の多寡に拘わらず、ハイテク地区、輸出加工区、工業地区、工業地区インフラ開発企業、山岳地、遠隔地には、特別の優遇税率である5%が適用される。

③ ロイヤルティーの源泉税

ロイヤルティーに課せられる源泉税は10%である

④ 外国契約者税

ベトナムにある組織や個人(ベトナム側契約者)との契約に基づき、ベトナムで事業を行ったり、サービスを提供しているベトナムに法的主体をもたない外国組織や個人(外国契約者)に対して外国契約者税が課される。このスキームのもとで、外国契約者に対する報酬は、VAT および法人所得税の対象となる。外国契約者がベトナムで行われる事業に対してベトナム会計システムを採用する場合には、外国契約者自身が VAT および

法人所得税の申告を行う。外国契約者がベトナム会計システムを採用しない場合には、ベトナム側契約者が外国契約者税を源泉徴収する。この場合、外国契約者税は見做し(VAT, 法人所得税それぞれ 1~10%の範囲)で計算される。ベトナム側契約者が支払った VAT は、彼らの VAT の計算で控除できる。

⑤ 企業による源泉徴収

企業は社員(ベトナム人・外国人)の個人所得税に関して、定められた税率に従い、毎月源泉徴収を行い、これを税務署に納付しなければならない。税金の申告は企業の経理担当者が本人に代わり、個人所得税納付表に個人所得(給与)の月額と税額を記入し企業の経営責任者とともに署名を行った上で税務署に申告提出する。税金の納付は銀行による送金または現金による税務署窓口への直接納付のいずれかである。財務省は税金徴収責任があり、この機能を州当局または他の組織へ委託することができる。財務省に代わって税金徴収の命令をする組織は、財務省規則に従って総徴収額の 0.5%~1%を受け取ることができる。

5) 個人所得税

ベトナム国民は国外からの所得を含むすべての所得に対して課税される。183 日以上滞在する外国人は居住者としての納税義務がある。

6) 固定資産税(Property Tax)

土地所有権を獲得した外国投資企業と事業協力契約(BCC)の契約者は財務省の規定に従い土地税の支払いが求められる。料金は場所、インフラの質、プロジェクトの種類によって決められる。遠隔地域、投資奨励地域に立地するプロジェクトには料金の軽減がある。BOT、BTO、BT のプロジェクトは課税されない。工業団地、輸出加工区/ハイテク区の料金については管理組合との話し合いとなる。

7) 輸出入関税

一般に、すべての輸入品は輸出入税法に基づいて課税される。輸入税は以下の 3 つに分類される。

- ベトナムとの間で最恵国待遇(以下、MFN)を締結している諸国から輸入された製品には、優遇税率が適用される。

- ベトナムとの間でMFNを締結していない諸国から輸入された製品については、標準税率(各優遇税率の150%に相当する税率)が適用される。
- ベトナムと特別な優遇合意を結んでいる諸国(ASEAN/CEPT)から輸入された製品については、特別優遇税率が適用される。

原則として、全ての輸出品は輸出関税の対象となる。ただし実際には、輸出関税が課せられるのは一部のわずかな品目に限られる。その主なものは天然資源、鉱物、林業および水産業製品、およびスクラップ金属である。

一般的に、輸出入品はすべて関税の対象となる。消費財、特に贅沢品の輸入関税は高いが、資本財や原料、特にベトナムにおいて生産されていない物の税率は低く、免税の場合もある。

8) その他の税

<天然資源税>

天然資源税は、ガソリン、鉱物、林業、漁業、自然水などのベトナムの天然資源を利用する産業に対して課税される。税率は採掘される資源の種類によって異なる。

2. 法人所得税⁴⁶

1) 特徴

ベトナムにおけるすべての事業形態に適用され、税率は、国内企業、外資企業を問わず 2003 年 5 月の法人税制改正により標準税率 28% が適用される。なお、外資企業に対しては条件により、10、15、20% の優遇税率もある。

2) 課税対象

外国投資法における外資企業及び経営協力契約の外国側の企業、ベトナム国有企業。

3) 課税方法

課税年度は決算書類の作成基準になる会計年度である。会計年度は財務省に許可されない限り暦年である。年間の法人税額は 3 ヶ月ごとに仮納付がなされる。契約期間が 1 年未満の経営協力契約の場合、税金は 2 分割で納付される。1 回目は契約期間の途中で納付される。2 回目は契約期限が到来したときに、その時の確定税額を支払う。

会社は決算書類を提出しなければならず、年間の税務申告は課税年度終了後 60 日以内に、本店の所在地にある所轄税務署で行わなければならない。税金は申告書が提出されたのち 10 日以内に払わなければならない。

4) 税率

外資企業の法人税率は最大 28% である。石油、ガス、希少・貴重天然資源の探査および採掘プロジェクトについては、28% から 50% の税率が適用される。外資企業に対しては条件により、10、15、20% の優遇税率もある。尚、次の業種の税率は 28% となる。

- ① ホテル事業(山岳地域, 遠隔地, 経済的社会的状況の悪い地域を除く)
- ② 金融業、銀行業、保険業
- ③ コマーシャル業

⁴⁶ ベトナムにおける法人に関する税制は 2006 年 7 月 1 日より改正されることが予定されている。

5) 課税所得

課税所得の計算は単純である。外資企業の課税所得は課税年度の収入および経費の金額によって決定される。収入には物品の販売、サービス等が含まれる。

① 損金算入項目

- 財務省の承認を得た減価償却率に基づき計算された事業の用に供されている固定資産の減価償却
- 原材料費, 副原料, 用役費
- 従業員に支払われる賃金, 給料, 手当
- 試験研究費, 環境保全費, 研修費, 厚生費
- 外注費
- 社会保険基金への支払
- 支払利息
- 売上値引, 貸倒損
- 退職給与
- 販売またはサービスの供給に直接関係のある費用
- 宣伝広告費、マーケティング、プロモーション費用のうち総費用の 5% 迄(ただし、営業開始から最初の 2 年間は 7% 迄)
- 土地使用料
- 法人税および VAT 以外の税金
- 取締役会の開催費用

② 損金不算入項目

- 罰金
- 収益と関係ない経費
- 基金により保証されている費用
- 必要な証書類がない費用
- ベトナム国家銀行が規制している借入金利の上限を超える支払利息

第5章 アセアン9カ国の会計及び融資運用状況

会計処理及び資金調達に関するアンケート調査

- I. タイの会計及び融資の運用状況
- II. マレーシアの会計及び融資の運用状況
- III. シンガポールの会計及び融資の運用状況
- IV. インドネシアの会計及び融資の運用状況
- V. フィリピンの会計及び融資の運用状況
- VI. ベトナムの会計及び融資の運用状況

I. タイの会計及び融資の運用状況

1. アンケート結果概要

1) 日系中小企業における社内会計担当者

日系中小企業、ローカル企業ともに、社内会計責任者として、会計実務経験のある会計学士の登用が一般的である。社内に公認会計士を雇用している日系中小企業は皆無である。

会計処理は、社内で一部作成し専門機関でその他全てを作成するか、全て委託することが一般的である。これは多くの日系中小企業では、会計担当者が2名以内であり、税務処理、請求書発行、入金処理等の日常の実務に追われているためである。

2) 日系中小企業における会計書類の作成状況

日系中小企業において会計・経理担当者が社内で作成している書類は、源泉徴収税、消費税、社会保険税等の税務関連の書類が中心である。また、これらの書類の内容確認は、社内の会計責任者、経営者が担当していることが多い。これは外部委託コストの高さと委託日数の長さによるものと思われる。

3) 日系中小企業における財務諸表の作成及び利用状況

計算書類の作成において、全ての日系中小企業がタイ会計基準に従っている。また、その作成に関しては、日系中小企業の殆どが会計事務所、公認会計士に委託しており、社内で作成している日系中小企業は30社中3社に留まっている。財務諸表の監査主体として、日系中小企業の殆どは監査法人を利用している。

4) 日系中小企業における資金調達と融資の現状

日系中小企業の資金借り入れの多くは、現地銀行等からの借り入れである。これは、現地銀行に借り入れ申請し、現地銀行が日系銀行に保証を求めるとスタンドバイL/C方式を採用することが多いためである。また、資金調達の目的では、運転資金が最も多く、事業規模拡大のための追加投資は比較的少ない傾向にある。

融資手続きに関する書類作成は、経理部等の社内で作成することが最も多く、会計事務所などへの外部委託は少ない。融資に際しての保証は経営者による個人補償が一般的であり、本人意思確認が必要である。

5) 日系中小企業の取引決済方法

取引決済の方法では、支払い、受け取りともに、小切手及び現金による決済が一般的である。タイには手形が無い為、先付け小切手を手形代わりに使用することもある。

2. アンケート結果

タイの日系中小企業 30 社及びローカル企業 5 社に対して、会計業務及び融資に関するアンケート調査を実施した。尚、アンケートに対する回答は複数回答である。

1) 会計担当者に関して

① 会計責任者の資格

日系中小企業	
会計学士	24社
会計実務経験者	26社

ローカル企業	
会計学士	2社
会計実務経験者	2社

② 会計処理の担当、作成

日系中小企業	
一部作成、専門機関委託	25社
全て専門機関委託	5社

ローカル企業	
一部作成、専門機関委託	3社
全て専門機関委託	2社

2) 会計書類の作成状況に関して

① 毎月作成している書類

日系中小企業	
源泉徴収税	29社
消費税	29社
社会保険税	28社
その他	-

ローカル企業	
源泉徴収税	5社
消費税	5社
社会保険税	5社
その他	5社

② 会計書類の確認担当者

日系中小企業	
社内専門セクション責任者	24社
社内専門セクション経営者	20社
専門会社から経営者	5社
専門会社に委託	4社
コンサルタント等に委託	24社

ローカル企業	
専門会社に委託	4社
コンサルタント等に委託	1社

③ 会計書類作成上の問題

日系中小企業	
データ・書類が膨大	13社
費用が高い	12社
作成時間がかかる	4社
人材不足	3社
経営者の会計知識不足	2社

ローカル企業	
費用が高い	3社
経営者の会計知識不足	2社

③ 会銀行からの会計情報支援

日系中小企業	
情報支援なし	23社
情報支援あり	7社

ローカル企業	
情報支援なし	4社
情報支援あり	1社

3) 会計計算書類(財務諸表)の作成及び利用状況に関して

① 計算書類の基準・根拠

日系中小企業	
タイ会計基準	24社
会計会社委託のため不明	5社

ローカル企業	
タイ会計基準	5社

② 計算書類の作成主体

日系中小企業	
会計事務所が作成	20社
公認会計士が作成	6社
自社内部で作成	3社

ローカル企業	
会計事務所が作成	3社
公認会計士が作成	2社

③ 計算書類の監査主体

日系中小企業	
監査法人	22社
会計事務所	5社
公認会計士	3社

ローカル企業	
監査法人	5社

4) 資金調達に関して

① 資金調達方法

日系中小企業	
現地銀行からの借り入れ	10社
日本本社保証による日系銀行からの借り入れ	2社
日本の本社からの借り入れ	1社

ローカル企業	
現地銀行からの借り入れ	1社
借り入れ無し	4社

② 資金調達目的

日系中小企業	
運転資金	15社
原材料購入	4社
事業規模拡大	2社

ローカル企業	
運転資金	4社
原材料購入	4社
事業規模拡大	-

③ 借り入れに関する要望

日系中小企業	
低金利	6社
返済期間の拡大	3社
その他	1社

ローカル企業	
手続きの簡素化	1社

5) 銀行融資手続きに関して

① 審査時の請求書類

日系中小企業	
会社登記書類、決算書、取締役会議事録、サインを有す役員のパスポート、事業計画書	13社

ローカル企業	
無回答	

② 銀行融資書類の作成者

日系中小企業	
社内経理部	7社
社内経理部と経営者	5社
経営者	2社
その他	1社

ローカル企業	
無回答	

③ 保証及び意思確認

日系中小企業	
経営者のみ	5社
経営者と経理部	5社
経理部のみ	3社
経営者と経理部と秘書	1社

ローカル企業	
無回答	

④ 書類の確認内容

日系中小企業	
書類が揃っているか	7社
書類が正しい	2社
経営者のサイン	2社
銀行、監査人	2社
その他	3社

ローカル企業	
無回答	

⑤ 取り組み時必要書類

日系中小企業	
計算書、会社登記書類、決算書類、取締役会の議事録、役員のカード、契約書	11社

ローカル企業	
無回答	

⑥ 期中管理方法

日系中小企業	
期間内に支払わないと銀行がより利率を高くする	4社
銀行が借入金の限度と利息を決める	4社

ローカル企業	
無回答	

⑦ 審査書類作成の支援

日系中小企業	
銀行	12社
日本の親会社	4社
コンサルタント	1社

ローカル企業	
自社(経営者、オーナー)	3社
自社(株主)	1社
銀行	1社

6) 取引決済方法に関して

① 支払い

日系中小企業	
小切手	29社
現金	27社

ローカル企業	
小切手	5社

② 受け取り

日系中小企業	
小切手	29社
現金	25社
カード	2社
その他	1社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	3社

Ⅱ. マレーシアの会計及び融資の運用状況

1. アンケート結果概要

1) 日系中小企業における社内会計担当者

日系中小企業では社内会計責任者として、会計実務経験のある会計学士の登用が一般的である。会計学士よりも会計実務に優れているためとの指摘が見受けられた。

2) 日系中小企業における会計書類の作成状況

日系中小企業の社内会計担当では、税務処理よりも会計書類(帳簿、台帳、伝票等)の作成が多い。一方、源泉徴収税、消費税、社会保険税等の税務書類の作成は比較的少ない。これらの書類の確認では、社内専門セクション責任者からの書類を経営者が再確認する手順が一般的である。

3) 日系中小企業における財務諸表の作成及び利用状況

計算書類の作成において、ほとんどの日系中小企業がマレーシア会計基準に従っているが、例外的に日本の会計基準や国際会計基準を採用している企業も見受けられる。その作成に関しては、社内経理部で作成することが最も多い。また、財務諸表の監査主体として、日系中小企業の殆どは監査法人を利用している。

4) 日系中小企業における資金調達と融資の現状

日系中小企業の資金調達方法として、現地銀行からの借り入れ、日本の本社からの借り入れが多く、運転資金や事業規模拡大が主な目的である。尚、日本の本社保証による日系銀行借り入れは1社のみであった。融資に際してのは、日本本社の保証・念書があること等が基準である。

5) 日系中小企業の取引決済方法

取引決済の方法では、支払い、受け取りともに、小切手及び現金による決済が一般的である。手形は流通しているが、日系中小企業では一般的な決済方法ではない。

2. アンケート結果

マレーシアの日系中小企業 30 社及びローカル企業 5 社に対して、会計業務及び融資に関するアンケート調査を実施した。尚、アンケートに対する回答は複数回答である。

1) 会計担当者に関して

① 会計責任者の資格

日系中小企業	
会計学士	12社
会計実務経験者	17社
その他	1社

ローカル企業	
会計学士	2社
会計実務経験者	1社

② 会計処理の担当、作成

日系中小企業	
社内で全て作成	21社
一部作成、専門機関委託	8社
全て専門機関委託	1社

ローカル企業	
社内で全て作成	-
一部作成、専門機関委託	2社
全て専門機関委託	3社

2) 会計書類の作成状況に関して

① 毎月作成している書類

日系中小企業	
源泉徴収税	1社
消費税	3社
社会保険税	1社
帳簿、台帳、伝票等	20社

ローカル企業	
源泉徴収税	-
消費税	-
社会保険税	-
その他	2社

② 会計書類の確認担当者

日系中小企業	
社内専門セクション責任者	5社
社内専門セクション経営者	13社
専門会社から経営者	3社
専門会社に委託	5社
コンサルタント等に委託	7社

ローカル企業	
社内専門セクション責任者	2社
社内専門セクション経営者	2社
専門会社から経営者	-
専門会社に委託	-
コンサルタント等に委託	1社

③ 会計書類作成上の問題

日系中小企業	
データ・書類が膨大	2社
費用が高い	4社
作成時間がかかる	9社
専門用語が分からない	4社
その他	8社

ローカル企業	
費用が高い	1社
作成時間がかかる	2社

③ 銀行からの会計情報支援

日系中小企業	
情報支援なし	23社
情報支援あり	7社

ローカル企業	
情報支援なし	4社
情報支援あり	1社

3) 会計計算書類(財務諸表)の作成及び利用状況に関して

① 計算書類の基準・根拠

日系中小企業	
マレーシア会計基準	12社
マレーシア会計基準、日本 本社と連結決算	4社
国際会計基準	1社
日本の会計基準	1社

ローカル企業	
マレーシア会計基準	4社

② 計算書類の作成主体

日系中小企業	
社内経理部作成	13社
社内経理部、日本本社	3社
専門会社委託	2社

ローカル企業	
社内経理部作成	-
社内経理部、日本本社	-
専門会社委託	2社

③ 計算書類の監査主体

日系中小企業	
監査法人	8社
会計事務所	2社
公認会計士	2社
日本本社	2社

ローカル企業	
会計事務所	1社

4) 資金調達に関して

① 資金調達方法

日系中小企業	
現地銀行からの借り入れ	12社
日本本社保証による日系銀行からの借り入れ	1社
日本の本社からの借り入れ	9社
制度融資	1社
日系銀行から借り入れ	4社
その他	2社

ローカル企業	
現地銀行からの借り入れ	1社
その他	1社

② 資金調達目的

日系中小企業	
運転資金	9社
原材料購入	5社
事業規模拡大	9社
その他	2社

ローカル企業	
運転資金	1社
原材料購入	1社
事業規模拡大	1社

③ 借り入れに関する要望

日系中小企業	
低金利	1社
審査の期間短縮	3社

ローカル企業	
運転資金	-
手続きの簡素化	1社

5) 銀行融資手続きに関して

① 審査時の請求書類

日系中小企業	
日本本社の保証書、念書	15社
銀行の契約書、フォーマット	1社
契約書と本社保証書	1社
その他	2社

ローカル企業	
役員株主のID、会社の定款、株主の個人保証、銀行書類記入等	1社

② 銀行融資書類の作成者

日系中小企業	
社内経理部及び責任者	8社
日本本社経理担当	1社
経営者	1社

ローカル企業	
社内経理部及び責任者	1社

③ 保証及び意思確認

日系中小企業	
経営者	7社
日本の本社	5社
担保物件	1社
その他	1社

ローカル企業	
経営者	1社
株主	1社

④ 書類の確認

日系中小企業	
社内経理、経営者	7社
日本本社と経営者	2社
会計事務所	1社
その他	1社

ローカル企業	
経営者	2社

⑤ 取り組み時必要書類

日系中小企業	
日本本社の保証書、決算書類、監査報告書	3社

ローカル企業	
無回答	

⑥ 期中管理方法

日系中小企業	
支払い期間	1社

ローカル企業	
無回答	

⑦ 審査書類作成の支援

日系中小企業	
銀行	4社
会計会社	2社
コンサルタント	3社
弁護士	1社
支援なし	7社

ローカル企業	
支援なし	1社

6) 取引決済方法に関して

① 支払い

日系中小企業	
小切手	29社
現金	27社
手形	1社
カード	1社
その他(TT、振込み)	2社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	3社
その他(TT、振込み)	1社

② 受け取り

日系中小企業	
小切手	24社
現金	9社
手形	1社
カード	1社
その他(TT、振込み)	3社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	1社

Ⅲ. シンガポールの会計及び融資の運用状況

1) アンケート結果概要

1) 日系中小企業における社内会計担当者

日系中小企業では社内会計責任者として、公認会計士や会計実務経験のある会計学士の登用が多い。

2) 日系中小企業における会計書類の作成状況

日系中小企業では、消費税の税務書類や月次会計報告書の作成などが多い。これらの書類の確認では、社内専門セクション責任者からの書類を経営者が再確認する場合と、外部に委託する場合が多い。

3) 日系中小企業における財務諸表の作成及び利用状況

財務諸表作成の根拠に関しては多くの企業が回答を控えたが、シンガポールの会計基準に従っている事が一般的である。また、その作成は社内で行われることが多く、監査主体は監査法人が一般的である。

4) 日系中小企業における資金調達と融資の現状

日系中小企業の資金調達方法として、日本本社に依存しているケースが多い。直接日本本社からの借り入れ、日本本社保証による日系銀行からの借り入れ等である。また、資金調達の目的では、運転資金が最も多い。融資手続きの書類作成は、会計会社や銀行に委託することが多い。

5) 日系中小企業の取引決済方法

取引決済の方法では、支払い、受け取りともに、小切手及び現金による決済が一般的である。

2) アンケート結果

シンガポールの日系中小企業 30 社及びローカル企業 5 社に対して、会計業務及び融資に関するアンケート調査を実施した。尚、アンケートに対する回答は複数回答である。

1) 会計担当者に関して

① 会計責任者の資格

日系中小企業	
会計学士	7社
会計実務経験者	9社
公認会計士	14社

ローカル企業	
会計学士	1社
会計実務経験者	2社

② 会計処理の担当、作成

日系中小企業	
社内で全て作成	18社
一部作成、専門機関委託	7社
全て専門機関委託	4社

ローカル企業	
社内で全て作成	3社
一部作成、専門機関委託	2社

2) 会計書類の作成状況に関して

① 毎月作成している書類

日系中小企業	
源泉徴収税	5社
消費税	13社
社会保険税	1社
その他	18社

ローカル企業	
その他	4社

② 会計書類の確認担当者

日系中小企業	
経理責任者及び経営者	6社
社内経理責任者のみ	9社
社外専門会社委託	6社
コンサルタント委託	4社
経営者のみ	4社

ローカル企業	
社外専門会社委託	2社
経営者のみ	3社

③ 会計書類作成上の問題

日系中小企業	
作成時間がかかる	15社
費用が高い	6社
専門用語が分からない	5社
日本の基準との不一致	4社
会計書類からの情報が有効活用されない	2社
その他	8社

ローカル企業	
作成時間がかかる	2社
費用が高い	1社
会計書類からの情報が有効活用されない	1社
会計規定がよく変わる	1社

③ 銀行からの会計情報支援

日系中小企業	
情報支援なし	23社
情報支援あり	7社

ローカル企業	
情報支援なし	5社
情報支援あり	-

3) 会計計算書類(財務諸表)の作成及び利用状況に関して

① 計算書類の基準・根拠

日系中小企業	
シンガポール会計基準	3社
日本の会計基準	1社
無回答	26社

ローカル企業	
シンガポール会計基準	5社

② 計算書類の作成主体

日系中小企業	
社内経理部作成	2社
監査法人	1社

ローカル企業	
社内経理部作成	1社

③ 計算書類の監査主体

日系中小企業	
監査法人	3社
経営者	1社
日本本社	1社

ローカル企業	
無回答	

4) 資金調達に関して

① 資金調達方法

日系中小企業	
現地銀行からの借り入れ	3社
日本本社保証による日系銀行からの借り入れ	5社
日本の本社からの借り入れ	12社
日系銀行から借り入れ	6社
その他	4社

ローカル企業	
現地銀行からの借り入れ	1社
知人・友人	1社

② 資金調達目的

日系中小企業	
運転資金	14社
原材料購入	4社
事業規模拡大	3社
その他	2社

ローカル企業	
運転資金	1社
事業規模拡大	3社

③ 借り入れに関する要望

日系中小企業	
契約書の簡素化	1社
審査の期間短縮	1社
金利、担保の低減	1社

ローカル企業	
無回答	

5) 銀行融資手続きに関して

① 審査時の請求書類

日系中小企業	
日本本社と覚書に署名捺印する	1社
日本本社と契約書をかわす	1社
日本本社の様式で稟議書提出	1社
3年間の会計書類、経営者の収入証明書	1社
不動産証書、株券を担保に	1社

ローカル企業	
会社登記書類、経営者の収入証明書、事業計画書	1社

② 銀行融資書類の作成者

日系中小企業	
社内経理部及び経営者	2社
日本本社経理担当	1社
経営者	1社
経営者と会計会社	1社
弁護士	1社

ローカル企業	
経営者と公認会計士	1社

③ 保証及び意思確認

日系中小企業	
日本本社	2社
会社最高経営者	2社
取締役	1社

ローカル企業	
経営者	1社

④ 書類の確認

日系中小企業	
会計会社に委託	2社
日本本社	1社
弁護士委託	1社
その他	1社

ローカル企業	
無回答	

⑤ 取り組み時必要書類

日系中小企業	
監査報告書の提出	3社

ローカル企業	
無回答	

⑥ 期中管理方法

日系中小企業	
無回答	

ローカル企業	
無回答	

⑦ 審査書類作成の支援

日系中小企業	
銀行	4社
会計会社	11社
コンサルタント	1社
弁護士	1社
日本本社	1社
支援なし	3社

ローカル企業	
会計会社	2社

6) 取引決済方法に関して

① 支払い

日系中小企業	
小切手	28社
現金	11社
カード	1社
その他(TT、振込み)	4社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	4社
カード	2社
手形	1社

② 受け取り

日系中小企業	
小切手	29社
現金	13社
証書	1社
その他(TT、振込み)	4社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	1社

IV. インドネシアの会計及び融資の運用状況

1. アンケート結果概要

1) 日系中小企業における社内会計担当者

日系中小企業では、社内会計責任者に会計学士を登用することが一般的である。

2) 日系中小企業における会計書類の作成状況

会計書類の作成は、日系中小企業においては、社内の経理担当部で行われることが最も多く、外部への委託作業は非常に少ない。また、社内会計業務の内容として、源泉徴収税、消費税、社会保険税等の税務書類の作成が最も多い。月次会計報告書等、会計関連の書類作成は非常に少ない。

3) 日系中小企業における財務諸表の作成及び利用状況

財務諸表作成にあたっては、ほとんどの日系中小企業がインドネシア会計基準に従っている。作成に関しては社内経理部にて行われることが一般的であり、外部委託は稀である。また、作成した財務諸表の内容の確認には、コンサルタントや会計会社に委託することが多い。尚、会計業務に関する問題として、勘定項目が多いことがあげられている。

4) 日系中小企業における資金調達と融資の現状

日系中小企業の資金調達方法として、日系銀行からの借り入れが非常に多く、現地銀行からの融資を含め、銀行からの融資が受けやすい状況といえる。融資の審査にあたっては、公認会計士の監査レポート、財務諸表、事業計画等が必要とされている。期中管理方法は、支払い期間によるものが最も多い。

5) 日系中小企業の取引決済方法

取引決済の方法では、支払い、受け取りともに、手形、現金、小切手と多様である。

2. アンケート結果

インドネシアの日系中小企業 30 社及びローカル企業 5 社に対して、会計業務及び融資に関するアンケート調査を実施した。尚、アンケートに対する回答は複数回答である。

1) 会計担当者に関して

① 会計責任者の資格

日系中小企業	
会計学士	20社
会計実務経験者	9社

ローカル企業	
会計学士	4社
会計実務経験者	1社

② 会計処理の担当、作成

日系中小企業	
社内で全て作成	29社
一部作成、専門機関委託	1社

ローカル企業	
社内で全て作成	4社
一部作成、専門機関委託	1社

2) 会計書類の作成状況に関して

① 毎月作成している書類

日系中小企業	
源泉徴収税	29社
消費税	28社
社会保険税	27社

ローカル企業	
源泉徴収税	5社
消費税	2社
社会保険税	2社

② 会計書類の確認担当者

日系中小企業	
社内経理責任者	24社
社外専門会社委託	3社
コンサルタント委託	1社
経営者	24社

ローカル企業	
社内経理責任者	5社
社外専門会社委託	1社
コンサルタント委託	-
経営者	2社

③ 会計書類作成上の問題

日系中小企業	
作成時間がかかる	23社
費用が高い	11社
専門用語が分からない	12社
会計科目が多すぎる	2社
注意力が必要	8社
経費、資産の定義が曖昧	2社
その他	13社

ローカル企業	
無回答	

③ 銀行からの会計情報支援

日系中小企業	
情報支援なし	29社
情報支援あり	1社

ローカル企業	
情報支援なし	5社

3) 会計計算書類(財務諸表)の作成及び利用状況に関して

① 計算書類の基準・根拠

日系中小企業	
インドネシア会計基準	28社
インドネシア会計基準、日本連結決算	1社

ローカル企業	
インドネシア会計基準	5社

② 計算書類の作成主体

日系中小企業	
社内経理部作成	28社
シンガポール支社	1社

ローカル企業	
社内経理部作成	5社

③ 計算書類の監査主体

日系中小企業	
コンサルタント	8社
会計会社	8社
公認会計士	2社
銀行	2社
経理部、経営者	2社
日本本社経理部	2社
その他	6社

ローカル企業	
コンサルタント、銀行	1社
銀行	1社
社内経理部	1社
役員	1社
経営者	1社

4) 資金調達に関して

① 資金調達方法

日系中小企業	
日系銀行からの借入	26社
日本本社保証による日系銀行からの借り入れ	3社
現地銀行からの借入	16社
日本本社からの借入	3社

ローカル企業	
現地銀行からの借り入れ	5社
その他(知人、取引先)	2社

② 資金調達目的

日系中小企業	
運転資金	19社
原材料購入	24社
事業規模拡大	23社
輸出入	16社
その他	1社

ローカル企業	
運転資金	4社
原材料購入	1社
事業規模拡大	3社
その他	1社

③ 借り入れに関する要望

日系中小企業	
利率の改善	1社
組織的、迅速に	1社

ローカル企業	
無回答	

5) 銀行融資手続きに関して

① 審査時の請求書類

日系中小企業	
輸出入ライセンス 登記書類、納税登録番号、財務諸表、決算書 試算表	15社
試算書、財務諸表、本社保証書等	8社
会計士監査レポート	1社
親会社の推薦状、登記証明書、投資機関の証明	1社

ローカル企業	
輸出入ライセンス、登記書類、納税登録番号、財務諸表、バランスシート 試算表	5社

② 銀行融資書類の作成者

日系中小企業	
社内経理部	25社
銀行作成	2社
会計会社作成	1社
シンガポール支店	1社
経営者	1社

ローカル企業	
社内経理部	5社

③ 保証及び意思確認

日系中小企業	
経営者保証 意志確認あり	19社
現地役員保証	6社
現地経営者、日本保証	3社

ローカル企業	
経営者保証 意志確認あり	3社
役員保証	2社

④ 書類の確認

日系中小企業	
銀行	18社
会計会社	2社
コンサルタント	3社
経理部	8社
経営者	2社

ローカル企業	
銀行	5社

⑤ 取り組み時必要書類

日系中小企業	
公認会計士監査レポート、事業計画書、財務諸表	21社

ローカル企業	
会計士レポート、事業計画書、財務諸表等	5社

⑥ 期中管理方法

日系中小企業	
会計士レポート、支払期間	14社
支払期間	4社
支払い台帳、領収書	2社
その他	5社

ローカル企業	
無回答	

⑦ 審査書類作成の支援

日系中小企業	
コンサルタント	13社
会計会社	7社
銀行	3社

ローカル企業	
コンサルタント	1社
銀行	1社

6) 取引決済方法に関して

① 支払い

日系中小企業	
小切手	24社
現金	25社
手形	28社
自動引き落とし	22社
その他	4社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	5社
手形	5社
自動引き落とし	4社
その他	2社

② 受け取り

日系中小企業	
小切手	28社
現金	9社
手形	6社
振込	19社
その他	3社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	3社
手形	3社
振込	3社
その他	1社

V. フィリピンの会計及び融資の運用状況

1. アンケート結果概要

1) 日系中小企業における社内会計担当者

全ての日系中小企業で、社内会計責任者に会計学士を登用している。

2) 日系中小企業における会計書類の作成状況

会計書類の作成は、日系中小企業においては、社内の経理担当部で行われることが最も多く、外部への委託作業は非常に少ない。また、社内会計業務の内容として、税務書類と併せて出納台帳などの作成が多く行われている。

3) 日系中小企業における財務諸表の作成及び利用状況

財務諸表作成にあたっては、フィリピン会計基準もしくは国際会計基準に従っている。作成主体、監査主体に関しては、回答が得られなかった。また、会計業務に関する問題として、元帳記入・転記のミスが多く見受けられた。

4) 日系中小企業における資金調達と融資の現状

日系中小企業の資金調達方法として、日系銀行からの借り入れ、日本本社からの借り入れ、日本本社の保証により日系銀行から借り入れ等があげられている。期中管理はローン契約が最も多く、支払契約や支払い期間により管理も比較的一般的である。

5) 日系中小企業の取引決済方法

取引決済の方法では、支払い、受け取りともに、手形、現金、小切手と多様であるが、現金の割合が高い。

2. アンケート結果

フィリピンの日系中小企業 30 社及びローカル企業 5 社に対して、会計業務及び融資に関するアンケート調査を実施した。尚、アンケートに対する回答は複数回答である。

1) 会計担当者に関して

① 会計責任者の資格

日系中小企業	
会計学士	30社

ローカル企業	
会計学士	5社

② 会計処理の担当、作成

日系中小企業	
社内で全て作成	24社
社外専門会社に委託	6社

ローカル企業	
社内で全て作成	3社
社外専門会社に委託	2社

2) 会計書類の作成状況に関して

① 毎月作成している書類

日系中小企業	
源泉徴収税	27社
消費税	24社
社会保険税	15社
出納台帳	14社

ローカル企業	
源泉徴収税	2社
消費税	1社
社会保険税	4社
出納台帳、支払勘定等	3社

② 会計書類の確認担当者

日系中小企業	
経営者	20社
社内経理部責任者	16社
会計会社	1社
コンサルタント	1社

ローカル企業	
経営者	1社
社内経理部責任者	3社
会計会社	1社
コンサルタント	2社

③ 会計書類作成上の問題

日系中小企業	
転記、入力ミス	14社
原材料と製品に使われる材料に差があり、棚卸しが難しい	6社
会計科目が多くコンピューターシステムに適合させるのが難しい	7社
発生主義と現金主義の判断、計算が難しい	5社
支払勘定と受取勘定に問題	3社
在庫数チェックが難しい	2社

ローカル企業	
無回答	

④ 銀行からの会計情報支援

日系中小企業	
情報支援なし	30社
情報支援あり	-

ローカル企業	
情報支援なし	4社
情報支援あり	1社

3) 会計計算書類(財務諸表)の作成及び利用状況に関して

① 計算書類の基準・根拠

日系中小企業	
フィリピン会計基準	2社
国際会計基準	2社

ローカル企業	
無回答	

② 計算書類の作成主体

日系中小企業	
無回答	

ローカル企業	
会計会社	1社
公認会計士	1社
社内経理部	1社

③ 計算書類の監査主体

日系中小企業	
無回答	

ローカル企業	
無回答	

4) 資金調達に関して

① 資金調達方法

日系中小企業	
日系銀行からの借入	13社
日本本社保証による日系銀行からの借り入れ	12社
現地銀行からの借入	12社
日本本社からの借入	12社
現地制度金融からの借入	7社
知人友人	2社

ローカル企業	
現地銀行からの借入	2社
現地制度金融からの借入	2社
知人友人	2社

② 資金調達目的

日系中小企業	
運転資金	29社
原材料購入	28社
事業規模拡大	27社
輸出入	18社

ローカル企業	
運転資金	4社
原材料購入	4社
事業規模拡大	3社

③ 借り入れに関する要望

日系中小企業	
無回答	

ローカル企業	
書類の簡素化	2社

5) 銀行融資手続きに関して

① 審査時の請求書類

日系中小企業	
キャッシュフロー、財務諸表、支払・受取勘定、決算表等	29社

ローカル企業	
ビジネスライセンス、納税登録番号、税金還付、銀行提出書類、バランスシート、リース契約書、約束手形、財務諸表	3社

② 銀行融資書類の作成者

日系中小企業	
社内経理部	22社
社内管理部	7社

ローカル企業	
会計責任者	1社
その他	2社

③ 保証及び意思確認

日系中小企業	
役員保証 意志確認あり	15社
日本本社保証	6社
経営者と日本本社保証	3社
担保と保証人	1社
経営者 意思確認あり	3社

ローカル企業	
無回答	

④ 書類の確認

日系中小企業	
経理部	3社
経理責任者と経営者	3社
銀行の審査担当	4社
経営責任者	2社
管理本部	2社

ローカル企業	
銀行	3社

⑤ 取り組み時必要書類

日系中小企業	
貸借対照表	14社
損益計算書	4社
貸借対照表、損益計算書	4社
キャッシュフロー資産	2社
キャッシュフロー受取勘定	2社
その他	4社

ローカル企業	
貸借対照表、損益計算書	1社

⑥ 期中管理方法

日系中小企業	
ローン契約	9社
支払契約	7社
支払期間	7社
支払台帳	3社
出納台帳	3社
保証契約	1社

ローカル企業	
無回答	

⑦ 審査書類作成の支援

日系中小企業	
コンサルタント	7社
会計会社	12社
銀行	12社

ローカル企業	
コンサルタント	-
会計会社	2社
銀行	3社

6) 取引決済方法に関して

① 支払い

日系中小企業	
小切手	21社
現金	28社
手形	14社
自動引き落とし	13社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	3社
カード	1社

② 受け取り

日系中小企業	
小切手	21社
現金	28社
手形	14社
振込	13社

ローカル企業	
小切手	5社
現金	4社
振込	1社

VI. ベトナムの会計及び融資の運用状況

1. アンケート結果概要

1) 日系中小企業における社内会計担当者

社内会計責任者に会計学士を登用している日系中小企業が多いが、経理責任者として、チーフアカウントの雇用が義務付けられている。

2) 日系中小企業における会計書類の作成状況

会計書類の作成は、社内の経理担当部で行われることが多く、外部への委託作業は非常に少ない。また、社内会計業務の内容として、税務書類と併せて月次会計報告書などの作成が多く行われている。

3) 日系中小企業における財務諸表の作成及び利用状況

財務諸表作成にあたっては、ベトナム計基準に従うことが多いが、日本との連結決算に対応するため、日本の会計基準と併用している企業も多い。作成主体、監査主体に関しては、有効な回答数が得られなかった。また、会計業務に関する問題として、ベトナム会計制度と国際会計制度の相違が指摘されている。

4) 日系中小企業における資金調達と融資の現状

日系中小企業の資金調達方法として、日本本社からの借り入れが最も多く、現地銀行からの借り入れは皆無である。また、融資における書類作成は、社内のチーフアカウントが担当することが多い。

5) 日系中小企業の取引決済方法

取引決済の方法では、支払い、受け取りともに、専ら現金が主流である。

2. アンケート結果

フィリピンの日系中小企業 30 社及びローカル企業 5 社に対して、会計業務及び融資に関するアンケート調査を実施した。尚、アンケートに対する回答は複数回答である。

1) 会計担当者に関して

① 会計責任者の資格

日系中小企業	
会計学士	11社
会計実務経験	4社
チーフアカウント	1社

ローカル企業	
会計学士	5社
会計実務経験	1社

② 会計処理の担当、作成

日系中小企業	
社内で全て作成	13社
社外で一部作成し、専門会社で作成	2社
社外専門会社に全て委託	2社

ローカル企業	
社内で全て作成	5社

2) 会計書類の作成状況に関して

① 毎月作成している書類

日系中小企業	
源泉徴収税	15社
消費税	17社
社会保険税	16社
月次会計報告書	5社

ローカル企業	
消費税	5社

② 会計書類の確認担当者

日系中小企業	
経営者	12社
社内経理部責任者	3社
会計会社	2社
コンサルタント	1社

ローカル企業	
社内経理部責任者	5社

③ 会計書類作成上の問題

日系中小企業	
ベトナム語、言語が分からない	4社
税法、会計システムが分かりづらい	6社
領収書の形式が日本と違い分かりづらい	2社
国際会計基準とベトナム会計基準が異なる	1社
VAT インボイス以外は正式帳簿に記載できない	2社
作成書類が多い	1社

ローカル企業	
無回答	

④ 銀行からの会計情報支援

日系中小企業	
情報支援あり	2社

ローカル企業	
情報支援あり	2社

3) 会計計算書類(財務諸表)の作成及び利用状況に関して

① 計算書類の基準・根拠

日系中小企業	
ベトナム会計基準	2社
日本連結決算用に日本の会計基準	2社

ローカル企業	
無回答	

② 計算書類の作成主体

日系中小企業	
経理部作成し、取締役	1社
社内経理部責任者	1社

ローカル企業	
無回答	

③ 計算書類の監査主体

日系中小企業	
会計事務所	2社
役員及び監査法人	2社

ローカル企業	
無回答	

4) 資金調達に関して

① 資金調達方法

日系中小企業	
日本本社保証による日系銀行からの借り入れ	1社
日本本社からの借入	8社
知人友人	3社

ローカル企業	
出資元	5社

② 資金調達目的

日系中小企業	
原材料購入	1社
事業規模拡大	2社
輸出入	18社

ローカル企業	
運転資金	-
原材料購入	2社
事業規模拡大	4社

③ 借り入れに関する要望

日系中小企業	
土地担保以外に資金調達をする方法がない。	1社

ローカル企業	
無回答	

5) 銀行融資手続きに関して

① 査時の請求書類

日系中小企業	
契約書と国立銀行への申請書	1社
国立銀行及び取引銀行への届出と契約書	1社
親会社とのローン契約と当局申請	1社
本社との貸付契約書	1社

② 銀行融資書類の作成者

日系中小企業	
チーフアカウント	1社
会計事務所	1社
会計担当者	1社
経理部長	1社

ローカル企業	
無回答	

③ 保証及び意思確認

日系中小企業	
経営者個人の保証	2社

ローカル企業	
無回答	

④ 書類の確認

日系中小企業	
会計会社	3社

ローカル企業	
銀行	3社

⑤ 取り組み時必要書類

日系中小企業	
無回答	

ローカル企業	
無回答	

⑥ 期中管理方法

日系中小企業	
無回答	

ローカル企業	
無回答	

⑦ 審査書類作成の支援

日系中小企業	
コンサルタント	7社
会計会社	12社
銀行	1社

ローカル企業	
コンサルタント	2社
会計会社	2社
銀行	3社

6) 取引決済方法に関して

③ 支払い

日系中小企業	
現金	28社
振込み	14社
その他	1社

ローカル企業	
無回答	

④ 受け取り

日系中小企業	
現金	17社
振込み	14社
その他	1社

ローカル企業	
現金	5社

Memo

2006年3月

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**

無断複写・転載を禁ず